

ドイツ社会民主主義の発展過程における 婦人問題にかんする理論と政策の展開

—初期から1888年まで—

伊 藤 セ ツ

もくじ

はしがき

1. 1863年以前

- (1) 婦人労働者の状態と初期の労働組合
- (2) マルクス主義諸文献と婦人問題

2. 1863年から1868年まで

- (1) 全ドイツ労働者協会
—ラサール派の婦人労働にたいする態度—
- (2) ドイツ労働者協同同盟
—労働者教育協会の婦人労働にたいする態度—
- (3) 第1インターナショナルの婦人政策

3. 1869年から1888年まで

- (1) ドイツ社会民主党の婦人政策
- (2) ドイツ労働組合運動の中での婦人

むすび（附 年表）

〈参考文献と注〉

はしがき

最近、わが国において、婦人労働、婦人運動、婦人解放の問題（総称して「婦人問題」）をめぐって、理論上の諸問題が新たな脚光をあび、多方面からの発言、討論が試みられている。高度に発達した資本主義国たるわが国の婦人諸階層が当面する諸問題はきわめて多岐にわたり、その解明には、これまでの科学的婦人論の現実の課題への創造的適用が要求されている。新たな理論の発展が期待されている時、われわれは、往往にして、過去の理論を教条的に現実に適用するか、あるいは、過去の理論を、変化した現実に、も早適合しないものとして捨て去り、「新しい」理論を安易に構築したり、またそのような「新しい」理論を無批判に受け入れるというあまりをおかしがちである。新たな理論の発展の必要が痛感される時こそ、過去の科学的理論の

蓄積をふりかえり、何がこれまでの歴史的過程で明らかにされたか、何が解明されるべき課題として残されているのかを適確に把握する必要があろう。

わたくしはこれまで、ドイツの婦人運動の指導者、C・ツエトキンの婦人論の発掘を手がけてきたものであるが¹⁾、ひとりツエトキンのみならず、ドイツの労働者階級の組織的・理論的発展の歴史の中で、科学的婦人論が形成され、すぐれた遺産を今日のわれわれに残しているのを見ることができた。ツエトキンの理論的・組織的活動は、1889年、第2インターナショナル創立とほぼ期を同じくしているが、彼女が活躍した時点以前に、すでに科学的婦人論は、ドイツ労働者の階級的結集の過程で、その基礎的内容を完成していたのである。

この小論は、科学的婦人論が、どのような現実および運動に直面しつつ、どのような論争を経て確立されていくかを、ドイツ労働者階級の階級的成长との関連で、歴史的に叙述することを目的としている。しかし、この目的の達成のためには、ドイツ労働運動に関する龐大な第1次資料の収集とその縦横の駆使が要求される。わが国において、この分野にふれた文献が皆無に等しいのもこの資料的制約によるものと思われる。²⁾

この小論は、第1次資料をふんだんに引用し、分析している。西独のW・テネセン著、「婦人解放——ドイツ社会民主党の婦人運動に関する政策と文献——1863年～1893年」(Werner Thönnessen, Frauenemanzipation-Politik und Literatur der deutschen Sozialdemokratie zur Frauenbewegung- 1863-1933, Europäische

Verlagsanstalt, Frankfurt am Main 1969) と、東独のドイツ社会主義統一党中央委員会附属マルクス・レーニン主義研究所から出された C・ツエトキンの名著「ドイツプロレタリア婦人運動の歴史について」(Clara Zetkin, Zur Geschichte der proletarischen Frauenbewegung Deutschlands, Dietz Verlag, Berlin 1958) に依拠し、負うところが大であった。これらの著作は、一般的のドイツ労働運動史、ドイツ社会民主党党史や第1インタナショナル史ではほとんどふれていない（あるいは全く断片的にしかふれていない）婦人論に関する議論を系統的に収集しようと努力し、評価を加えたものとしてきわめて貴重な文献であると考えられる。

テネセンは、1863年から1933年までのドイツ社会民主主義の発展の中で婦人運動に対する政策を見る時、第1次世界大戦の勃発を機に前と後との2つの主要な時期区分を行っている。さらにその前半を3つの連続する時期として3期に分けている。つまり、その第1期は、プロレタリア的反フェミニズムの時期、第2期は、婦人の労働権の承認と科学的婦人解放理論起草の時期、第3期は婦人の組織化の時期である。この小論のかかわる時期は、このうち、第1期と第2期を含んでおり、第3期はまさしく、ツエトキンが登場する時期と一致する。テネセンは、序論の中で、「婦人労働にたいする婦人解放理論の立場は、婦人労働の不可避的増加傾向と、婦人労働によってひきおこされる悲惨な状態に関する弁証法的な把握によって確定的となる」と述べている。

ツエトキンは、テネセンのような時期区分を行ってはいない。彼女はテネセンの第1期、第2期に相当する時期を、三つの論文によって叙述している。すなわち、「階級集合の初期におけるドイツ労働者および職業婦人労働問題」「産業婦人労働と婦人解放に関するマルクス・エンゲルスおよび第1インタナショナル」「ドイツにおけるプロレタリア婦人運動の起源」である。⁸⁾ ツエトキンは、「階級意識ある婦人闘士としてのプロレタリア婦人の組織化への計画的努力

と彼女の教育は、この（ドイツ労働運動をさす一筆者）成長過程の本質的な要素である」とのべ、婦人運動の正当な評価も、マルクス主義の学説が前マルクス主義的社会主义理論との論争を通じて支配的学説として確立される過程の中に位置づけられると考えているようである。

この小論では以上の時期区分および見解を参考しつつ、ドイツの社会民主主義諸派から、ドイツ社会民主（労働）⁹⁾党の形成とその発展の中で、また第1インタナショナルおよびドイツ労働組合運動の中で、婦人問題に関する理論と政策がどのように発展していくかを跡づけることにする。なおこの小論では、ドイツブルジョア婦人運動についてはふれていない。また、空想的社会主义の婦人論に関する遺産についても除外しており、第1インタナショナルの婦人運動への影響もドイツのみに限定していることをおことわりしておく。

1. 1863年以前

(1) 婦人労働者の状態と初期の労働組合

ドイツにおける社会民主主義的政治組織は、1863年、F・ラサールによって創立された「全ドイツ労働者協会」(Allgemeiner Deutschen Arbeiterverein) をもってはじまる。しかしドイツ労働者階級の発生は19世紀の初頭にまでさかのぼることができるであろう。

F・メーリングの「ドイツ社会民主主義史」(Franz Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, 1. Auflage, 1897. 8.) には、18世紀後半のシェレージエンおよびザクセンの家内工業、19世紀初頭のライン＝ヴェストファーレンの大工業におけるドイツ労働者の状態が描写されている。ライン＝ヴェストファーレンの大工業では、1810年代、20年代に児童の酷使がみられ、児童の生活は悲惨な状態におち入っていることが報告されている。¹⁰⁾ ドイツの資本主義的生産は、19世紀の20年代に展開はじめ、その後の20年間に急激な発展をとげた。1820年から1840年までのあいだに工業生産は75%増大した。1832年には約32万5千人の労

働者が工業と鉱業に従事していたが、1848年には、その数は70万人に増加した。初期ドイツ工業プロレタリアートは、他のすべての資本主義国と同じく、長労働時間・児童労働・低賃金に特徴づけられている。¹³⁾工場で働いている婦人の数は、18世紀の前半に絶対的にも相対的にも増大し、1816年には男子労働者は、女子労働者の5倍であったが、¹⁴⁾30年代後半にはその3倍半と比率を低めている。

メーリングは、1840年代、大工業が定着はじめた都市のドイツプロレタリアートの状態を叙述する中で、婦人および児童労働について次のように述べている。「手工業とともに、手工業的生産にもとづいている市民の家計も破壊された。機械による廉価な大量の商品が、主婦からその経済的活動の大部分をとりあげてしまった。反動的立法は、離婚を困難ならしめることによってブルジョワ的婚姻の弛緩に対処しようとしたが、効果がなかった。……婦人および年少労働が広く行なわれていた。ブルジョワ的夫婦とは逆の方向に、プロレタリア的夫婦は変化した。前者では妻が一種のぜいたくな家具になっていたのにたいし、後者では、妻は家長になった。エルバーフェルトでは、妻が工場にゆき、夫は家にいて靴下を編み、場合によっては乳飲み児をあやさなければならぬ、とさえ嘆かれていた。義務教育年令の児童のうちで就学しているのは、エルバーフェルトで79%，ベルリンでは50%をわずかに上まわる程度、¹⁵⁾アーヘンでは実に37%にすぎなかつた」と。

1844年、シュレージエン織工の暴動が起った。それは、基本的にはまだ組織されず、はっきりした目標ももっていない闘争だったが、ますます多数の労働者が工業に集中されるようになると、労働組合への団結がはじまった。いろいろと雑多な、部分的にはごくルーズな多数の組織が生まれたが、これは丁度1848年のブルジョア民主主義革命の準備と実行の時期と時を同じくしている。¹⁶⁾

しかし、ドイツ労働者の階級集合の初期において、労働者の中に、婦人労働の評価とその組

織化に対する偏見は根強かった。まず、ドイツ革命の時代に、労働者や手工業者の領域から工場婦人労働を禁止すべきだという声が起った。特に、仕立屋とタバコ労働者の間でその見解は強かった。1848年8月下旬に創立された「たばこ労働者の国民共済組合」(Nationaler Unterstützungsverband der Zigarren-und Tabakarbeiter) の第2回大会(1849年、ライプチヒで開催)では、組合規約、疾病および徒弟修業に対する救済、賃金問題、失業防止の手段を討議したが、工場での婦人労働の禁止を要求する決議をしている。¹⁷⁾

労働者の間にこのような考え方が一般的であった時に、労働運動の指導者の中から、婦人労働にかんして偏見を脱すものも現われた。W・ヴァイトリングと S・ボルゾである。¹⁸⁾¹⁹⁾

ヴァイトリングは、1808年マクデブルクに生まれ、仕立屋となって1828年から1835年までドイツ国内を遍歴した。1841年までパリで生活し、フランスの社会主義学説を吸収し、義人同盟の中で労働者階級の革命斗争に情熱的に参加したが、ヴァイトリングの思想はユートピア的社会主義とプロレタリア社会主義との中間項に位置していたといわれる。彼は、新しい管理組織なるものを考案し、この組織が彼のいわゆる共産主義社会たる大家族共同体を将来指導すべきものとした。ヴァイトリングの大家族共同体は、人によってではなく能力によって指導されるべきであるとされた。メーリングは、このヴァイトリングの婦人観、および児童教育についての考えを次のように説明している。

「ヴァイトリングは婦人問題にたいして、かならずしも自由な立場に立ってはいない。かれはなお、男性の自然的な優越性を信じており、自然が奇蹟をおこなわないかぎり、そして女性が有用な科学、発明および才能において男性に優位をしめさないかぎり、婦人は新しい社会で指導的な役目につくべきでないと考えている。しかしこのことは、職人ぐらしがかれの結婚觀や恋愛觀へ投げかけた陰影の、最後のなごりでもある。ほかの点では、かれはブルジョワ的結

婚を辛辣かつ適切に批判している。……また3歳ないし6歳からの子どもの教育は、社会の義務とされる。子どもは訓練所に収容されて、あらゆる技術と学問の教育をうけ、あらゆる労働に——とりわけ、嫌いな労働にも——慣らされる。青年の教育は、²⁰⁾社会のための生産的労働と結びつけねばならない」

1848年～49年のドイツ革命に参加した植字工ボルンは、婦人労働にたいしても、その組織化にたいしてもさらにすんだ考え方をもっていた。1848年の革命のあと、ベルリンの労働者150名が集まり、あらゆる労働組合、同業組合、工場に対して、労働者の中央委員会を構成する代表者を選挙するよう決議した。数回の予備会議のあとで中央委員会が組織され、議長團にボルンも選ばれた。ボルンは、ブリュッセルとパリで、共産主義者同盟に属し、マルクスとエンゲルスの「共産党宣言」の精神をよく理解していたといわれる。ボルンは、プロレタリアートを組織すべき労働者中央委員会の規約に、次の綱領をつけ加えている。「われわれは大部分の国民を味方に数える。われわれの味方は、賃労働者や職人ばかりではない。大資本との競争によって圧迫されている大多数の小親方も、自身の分割耕地だけでは自身や家族を養うことのできない農民も、われわれの子供を教育する教師も、刺繡機械やその他の機械の後に坐っている少女もわれわれの味方である。(傍点は筆者)要するに、働いても働いても資本の力に敗れ、自由競争で没落するすべての人が、われわれの味方なのだ」と。

中央委員会は、1848年8月23日に労働者会議をひらいた。会議はドイツ労働者の組織「労働者友愛会」(Arbeiterbrüderung)をつくり、そのための規約を起草した。「労働者友愛会」は地区委員会と地方委員会から構成され、そのうえに最高機関として中央委員会があった。地方委員会の仕事は、その地方の労働者の利益を擁護し、中央委員会と地区委員会との結合をはかることであり、またその特殊部局では、婦人労働者の問題が取りあげられることになってい

²²⁾ 「労働者友愛会」の婦人部は、重大な、多面的課題の遂行に協力するはずであった。しかし残念なことに、この組織の中で、婦人たちがどのような領域で、どのような成果をあげたかということについては記録がない。しかし会則が、原則として婦人の加盟を承認していたという事実は、当時としては注目に値するものである。

²³⁾ 初期のドイツ労働者の婦人労働に対する立場は、婦人が労働市場で男性の競争者としてあらわれるか、あるいは婦人が従来から多く従事している産業部門内に限定されているかに左右され、婦人労働が、いわゆる婦人の職業の範囲を越えるならば、「プロレタリア的反フェミニズム」が発生する。こうした考えは、男性を科学的社会主義の理論で啓蒙することによって、また、両性の労働者を共通の組織に入れることによって、比較的後になつてはじめて克服されるのである。

(2) マルクス主義諸文献と婦人問題

以上のように、ドイツ労働者階級が階級的に集合する初期の段階では、婦人問題へのかかわりは断片的なものにすぎなかった。しかしW・テネセンは、この時期に「たとえ、家族の原始史、両性の社会的役割および婦人労働に関する系統的に整理された資料がないとしても、ドイツの科学的社会主義の初期から、ほとんどすべての著作の中に比較的ゆたかな内容がみられる」として、エンゲルスの「国民経済学批判大綱」(1843～44)「イギリスにおける労働者階級の状態」(1844～45)、マルクス・エンゲルスの共著「聖家族」(1844)、「ドイツ・イデオロジー」(1845～46)「共産党宣言」(1847～48)、およびエンゲルスの「イギリスの10時間労働法」(1850)をあげ、「これらの労作は、社会主义の理論家は労働者階級が婦人労働問題を認識するようになる前に、『婦人問題』として後に指摘された概念とすでにとりくんでいたことを示している」と述べている。テネセンがあげたものの他にエンゲルスの「共産主義の原理」(1847)をつけ加える必要があろう。

マルクスとエンゲルスのこれらの著作が、婦人問題の解明に何を寄与したか概観することにする。エンゲルスの最初の経済学上の労作である「国民経済学批判大綱」は、ブルジョア社会の経済的構造とブルジョア経済学の基本的カテゴリーとを研究したものであり、直接婦人問題にふれるところはないが、労働力として婦人を広範に労働過程にひき出す、機械制生産の本質についてするどい分析を行っている。この部分の展開と婦人労働とのかかわりの叙述は、すぐ後の労作、「イギリスにおける労働者階級の状態」にひきつがれる。「イギリスにおける労働者階級の状態」では、そのほとんど各章に、労働者家族・婦人・児童の状態が描写されているが、特に、「個々の労働部門——狭義の工場労働者」の章においては、その描写は詳細である。多少長くなるがエンゲルスの言葉を引用しておこう。

「機械が、成年男子の労働者の仕事にますますとてかわる、という一つの事実を、もう少しくわしく観察してみよう。機械でする仕事は紡績の場合も織布の場合も、おもに切れた糸をつなぐことである、というのは、そのほかの仕事はすべて機械がするからである。この糸つなぎの仕事は、力をすこしも必要としないが、指先の柔軟さを大いに必要とする。だから、この仕事には、男は必要でないばかりか、男の手は筋肉や骨格が女よりたくましく発達しているために、女や子供よりもはるかに不適当でさえあり、したがって当然のことながら、この種の仕事からはほとんどまったく追いだされてしまう」²⁸⁾

「主婦が工場で働くことは必然的に家族を解体させてしまう。そしてこのような解体は、家族を土台としている今日の社会状態においては、夫婦にたいしても、子供にたいしても、もっとも堕落的な結果をもたらす。……多くの場合、家族は主婦の労働によって解体されてしまうのではなく、さかだちさせられるのである。妻は家族を養い、夫は家にいて子守りをし、部屋の掃除をし、料理をする、このような場合が

非常に頻繁におこる」²⁹⁾

「男性を去勢し、女性からその女性らしさを奪っておきながら、男性に眞の女性らしさを、女性に眞の男性らしさをあたえることのできないこのような状態、両性およびそのなかにある人間性を、もっとも卑劣なやり方ではずかしめているこのような状態が、ことともあろうに、大いに称賛されているわれわれの文明の最終の成果であり、数百の世代が、自分自身の状態と、自分たちの子孫の状態を改善するためにおこなってきた、あらゆる努力の最終の成果なのだ。……将来いまの社会の家族が解体するときには、これまで家族をつなぎとめてきた紐帶が、とどのつまりは家族愛ではなくて、転倒した財産の共有のなかに必然的に温存されていた個人的利益であった、ということが、この解体をつうじてはじめて明らかになる」³⁰⁾

さらにエンゲルスは、工場労働が婦人労働者におよぼす生理的・精神的諸結果を分析し、その目をおおうばかりの悲惨さをあますところなく描き出してみせる。

マルクスとエンゲルスの最初の共著であり、B・バウアー³¹⁾その他の青年ヘーゲル派と対決した「聖家族」の中では、フランスの空想的社会主义者 C・フーリエの婦人解放思想が紹介され、青年ヘーゲル派の F. Z. von ツイフリンスキ³²⁾の思想の次元の低さが巨匠フーリエとの対比で批判されている。³³⁾³⁴⁾

ドイツの古典哲学を批判し、史的唯物論を積極的に展開した「ドイツ・イデオロギー」は、「人間的存在の、したがってまたあらゆる歴史の、第一の前提を確認すること」からはじめ、「歴史のそもそもの始まりから、そして最初の人間たち以来、同時に存在し、今日なお歴史のなかでその力を効かせているまさに3つの側面」の一つに「彼ら自身の生活を日々新しくつくるところの人間たちが他の人間たちをつくり、繁殖はじめること、——男と女、親と子の間柄、家族」をあげる。「家族」は「家族の概念」によって説明されるべきものではなく、「現存する経験的諸資料にしたがって取り扱

われ説明されねばならない」ものであり、「別個経済の廃止が家族の廃止と不可分なことは自明である」としている。また「労働の分割の発展」と「意識」との関連をとりあげた個所では、「労働の分割のうちにすべてのこれらの矛盾は存在するのであり、そして労働の分割はそれはそれでまた家族内での労働の自然発生的分割と、個々の相互に対立する諸家族への社会の分裂にもとづくのであるが、この労働の分割と同時にまた、労働とその生産物との配分、しかも量的にも質的にも不平等な配分、したがって所有が存在することになる。この所有は、妻と子供たちが夫の奴隸であるような家族のうちにすでにその萌芽、その最初の形態をもっている。家族内でのもちろんまだ非常に未熟な潜在的な奴隸状態が最初の所有である」といっている。

「ドイツ・イデオロギー」に基本的位置づけを与えられている「家族」の起源とその歴史的变化の過程は、後にエンゲルスの「家族・私有財産および国家の起源」で、まさに「現存する経験的諸資料」によって裏付けを与えられるのである。

共産主義者同盟の綱領草案としてエンゲルスが書いた「共産主義の原理」は、「共産主義の社会秩序は、家族にどんな影響をおよぼすであろうか?」という問い合わせて、「それは、男女の関係を、社会が干渉する必要のない、当事者だけが関係する純粹に私的な関係にするだろう。この社会でこれができるのは、私的所有をなくし、子供を共同で教育し、またそれによって、これまでの結婚の二つの基礎、すなわち私的所有によって妻が夫に従属し、また子供が両親に従属することなくしてしまうからである。…」³⁹⁾といっている。

この綱領草案を完成させた「共産党宣言」の中ではブルジョア家族に対する痛烈な批判が行われているのは周知のとおりである。⁴⁰⁾生産関係の変化によって家族関係はどのように変化するかという唯物史観の上に、婦人問題の解明に関する科学的理論が出発する。近代機械制大工業は、家族に、家族経済に、そしてその中でしめ

ていた婦人の経済的役割りにどのような必然性をもってせまるかという基本問題が提起される。「宣言」は云う、「手の労働が熟練と力わざを要しないようになればなるほど、つまり、近代工業が発展すればするほど、男子の労働はますます婦人の労働によっておしけられる。性や年令の差異は、労働者階級にとってはもはやなんの社会的意義ももたない。あるのは、年令や性におうじて費用のかかり方のちがう労働用具だけである」⁴¹⁾近代機械制大工業がおよぼした「家族」と「労働」の変化の中に、婦人問題・児童問題は包含される。この科学的認識から出発する綱領的要求は初期には児童問題の分野にかかるもののみであり、「原理」「宣言」の段階では、婦人労働に対する要求はまだ出されていない。

以上のような認識に立つ限り、機械制大工業によってひき出された婦人労働の状態がいかに悲惨なものであろうとも、また婦人労働がいかに男子労働と競争しあおうとも、マルクス主義からは「プロレタリア的反フェミニズム」は導き出されない。解決の方向は、労働諸条件の改善と男女労働者の組織化以外にはない。この具体的な要求が、綱領的要求となってマルクス主義者の手で明文化されるのは、1863年以降のことであるが、1850年のエンゲルスの、イギリスの「10時間労働法」について書いた論文の中に、婦人労働者保護の要求を見ることができる。

エンゲルスは、イギリスの10時間労働法(この法律は1847年6月から施行されていた)が1850年に財務裁判所の判例によって事実上の無効に直面した時、労働者階級のとるべき態度を論じ、「われわれは、婦人や児童を骨の髄までしゃぶって金にするような、このおそろしい制度が存続することを希望するものであろうか? けっしてそうではない。われわれはこの法律の反対者でないばかりか、労働者階級はその政治権力の獲得の最初の日に、婦人・児童の過度の労働を取り締まるための、10時間労働法はおろか、8時間労働法よりも、もっときびしい措置を決定しなければならない」という意見をもつ

ている」といっているのである。⁴³⁾

このように、マルクス主義諸文献は、ドイツ労働者階級が政治に組織され始める以前に、すでに、婦人労働問題および婦人問題一般にかんして、その理論的基本的立場を確立していた。

2. 1863年から1868年まで

1848年革命そのものの中では、ドイツ労働運動の独立した役割は、副次的でごくわずかなものにとどまった。工業プロレタリアートの独自の重要な性質は、ドイツの後進的状態のもとにあってはあまりにも弱いものであった。プロレタリアートが独自に登場してくるのは先にみたボルンの「労働者友愛会」の中ぐらいのものであった。ドイツ労働者に社会的にも政治的にも自己意識を持たせようという最初の試みは、1848年のドイツ革命の失敗によって事実上挫折した。しかし、⁴⁴⁾1863年以降、労働運動は、新しい高揚を見るに至った。革命後のドイツ産業の急速な発展にうながされ、労働者階級の構成も変化し、婦人および児童労働はますます増加した。しかも60年代のドイツプロレタリアートは、エンゲルスが先に叙述したようなイギリスプロレタリアートと同じ悲惨をなめていた。⁴⁵⁾

1863年5月には、「全ドイツ労働者協会」(Allgemeiner Deutschen Arbeiterverein)6月には、「ドイツ労働者協会同盟」(Verband Deutscher Arbeitervereine)が結成され、また1864年には、「国際労働者協会」(第1インタナショナル)が結成された。以後1869年にアイゼナハ派によって「社会民主労働党」が結成され、1875年に「ドイツ社会主義労働党」に統一されるまで、ドイツ労働者階級は、理論斗争を展開しながら、力強い成長をとげていく。1860年代の後半には、ドイツ各地で労働組合が結成され、ストライキが発生していたが、特にベルリンの労働運動は力強い動きをみせていて、ベルリンの印刷工の組合、タバコ労働者の組合もかなりの成果をおさめており、製パン工・壁工・木工らも低賃金と無制限の労働時間に反対して立ち上ったが、1865年世界一を誇っていた既制

服製造業の女工の極端な搾取ぶりが暴露された。⁴⁶⁾

この女工の状態についてメーリングはいう。「あっさり飢え死にしてしまわないだけ稼ごうと思えば、あわれなかの女たちは、朝はまだ暗い中から深夜まで働き続けなければならなかつた。金持ちの女の甘やかされた眼だったら、はじめから一本の糸も見わけられないような絶望的な暗さの電燈の下で、疲れた眼が思うようにならなくなると、1~2時間の仮眠をとるのが、かの女たちの唯一のリクリエーションであり、人生における唯一のたのしみだった。これほど苦しい思いをしても、かの女たちの毎日の稼ぎは、ダッフル羅紗や普通のラシャを縫ってせいぜい10ジルバーグロッシェン、晒木綿類を縫って約8ジルバーグロッシェン、模様刺繡で約3ジルバーグロッシェンが普通で、いくら頑張っても5ジルバーグロッシェンにすぎなかつた。このおぞましい貧困から逃れるためかの女たちの歩む道は壳春しかなかつたが、この道は警察の取締りへ、強制労働所へ、監獄へ、恥辱の死へと通じていた」。しかし、プロイセン警察は、既製服製造業の女工の状態が論じられる労働者集会を、女工たち自身が参加したからというので解散させたという。⁴⁷⁾

さて、この時期に、ドイツ労働者階級の指導者たちは、婦人問題に対してどのような態度をとっていたであろうか。以下において、この期を、「全ドイツ労働者協会」「ドイツ労働者協会同盟」および「国際労働者協会」の三つの流れにおいてとらえてみたい。

(1) 全ドイツ労働者協会

——ラサール派の婦人労働にたいする態度——

1863年5月23日、ラサールを会長とするドイツにおける最初の社会民主主義的政治組織であり、最初の自立的労働者組織であった「全ドイツ労働者協会」がライプチヒで結成された。規約の第1条は協会の目的を「平和的および法律的手段によって、なかんずく大衆の確信の獲得をつうじて、普通・平等・直接選挙法を獲得すること」とし、この選挙法こそ、「ドイツ労働

者階級の社会的利益を十分に代表し、社会の階級対立を真に除去することのできる唯一の手段である」と規定している。マーリングが云うように、1863年当時は、「かつての共産主義者同盟のような社会主義的宣伝団体を作ることではなく、統一的に考え、戦い、できるかぎり迅速に労働者階級の大衆を緊密な集団として政治斗争の場に投入できる社会主義的政党を創立すること」が課題であった。会長ラサールは「協会」結成の翌1864年没したが、「協会」はJ. B. von・シュヴァイツァーにひきつがれた。

ところでこのドイツにおける最初の社会民主主義的労働者組織「全ドイツ労働者協会」は、婦人労働問題にどのような態度をとったであろうか。テネセンは、婦人労働問題に関してラッサールの著作の中では全く扱かれておらず、1863年の創立大会や1865年の総会でもふれていないといつており、ツエトキンも「ドイツ社会民主主義運動および労働組合の発展の初期における著作は、特に婦人の稼得労働の問題や、婦人労働者の労働組合組織についての『全ドイツ労働者協会』の立場に関して非常に不十分な報告より行っていない」といっている。

とぼしい資料の中からラサール派の婦人労働問題に対する態度を追ってみよう。1867年の「全ドイツ労働者協会」第6回総会決議は、その第4項で婦人労働問題にふれ、次のように云う。「婦人が大工業の作業場で仕事をすることは、われわれの時代のもっとも不快な濫用である。不快なというわけは、労働者階級の物質的状態が、それによって高められるのではなくむしろ低められ、そして労働者住民は、みじめな状態にある家族の破壊によって特に一撃を加えられるからである。そしてそのような状態の中で、彼らがまだもっていた観念的な財貨の最後の残りものを失うのである。婦人労働のために市場を拡大する努力は、今日ますます拒否されている。賃金関係が、能動的で組織的な制度によって止場され、そして個々の労働者に彼の労働の完全な成果が保証されることによって資本の支配を除去することのみが救済を保証するの

⁵⁴⁾ である」と、テネセンは、この項について「この決議は、一方において全くブルジョア的な家族理念にとらわれていることを示し、他方において、婦人労働の増加原因に対するラサール派の無理解をも示している」と評している。

1868年9月26日、ラサール派は、シュヴァイツァーとF.W.フリッシュの呼びかけで「全ドイツ労働者会議」を開いた。これには206名の代議員が出席したが、彼等は110の地区の142,008名の労働者、しかもさまざまな工場の労働者を代表していた。労働者会議は4日間の討議のあとで、10の「労働組合」(Arbeiterschaftenという言葉を選んでいる)と一つの「労働組合連盟」(Arbeiterschaftsverband)を創立した。⁵⁵⁾ 労働者会議では、婦人の工場労働や、アルバイテルシャーフテン「労働組合」への入会について討論した。職業婦人労働や、「労働組合」への婦人労働者の加盟に反対する代議員は多かったが、それでも彼らは、全体としてみれば少数派であり、全ドイツ織工同盟の議長ショブ等は、反対派の見解に断固として抗議した。ショブ等は、婦人労働者の組織化は、安価な労働力としての競争や、資本主義的搾取産業への婦人の進出の悪しき結果を克服する効果的手段であると力説した。会議は工場婦人労働を禁止せず、「労働組合」は、労働者と婦人労働者、小親方と婦人小親方(Kleinmeisterin)⁵⁶⁾ の両者を会員とすることを決めた。

ツエトキンはラサール派の「労働組合」の婦人労働者に対する態度を評して次のように述べている。「婦人の職業労働と労働組合組織に対する彼らの立場は、プロレタリア階級の見解の中に貫徹しはじめたより偉大な変化を特徴づけていた。もちろん、ラサールの『労働組合』の中の労働婦人の組織は、実践をおしすめるというよりはむしろ、美しい理論にとどまっているように思われた。この労働組合の発展の中で、女性組合員の強化については何もふれられていなかつたし、労働婦人婦人小親方の中での彼女たちのための計画的な煽動についても何らふれられなかつた。また、女性組合員の地位に関する課題は何ら問題にならなかつた。そのよ

うにして、ラサール派的傾向をも社会民主主義は、直接的には、階級的プロレタリア婦人運動の起源のために、ほとんど貢献しなかった。しかしながら、私の見解によれば、それにたいする窮屈的決定的理由は、女性の平等を否定することにあるのではない。それは、ラサールのきびしい戒律の狭隘でセクト的立場にあった。それによると、普通選挙権こそが労働運動のすべてであり、それにすべての力が、直接的に何をおいても集中されなければならない目的であり斗争手段であった。この立場が、『賃金鉄則』の作用にたいする信念と結合して、労働組合および資本主義の枠内でそれを遂行しなければならない特別の固有な課題にたいする正当な評価をさまたげたのである⁵⁹⁾』と。

1867年の「全ドイツ労働者協会」の婦人労働に対する見地と、1868年の「全ドイツ労働者會議」のそれとの間にはたしかに大きな進歩がみられる。しかしラサール派の婦人労働觀について幾人かの論者の語るところによれば、ラサール派にとっては前者の見地が本質的で、支配的であったように思われる。すなわち、社会学者H・リヨンによれば、ラサール派は、婦人の工場労働に代って家の中での稼業を要求した。またラサール派は反抗的婦人労働者への対抗措置として、男子労働者の防衛的ストライキを提議した。そして工場労働から女性を庶断することによって男子労働者をより多く仕事につかせ、失業をへらし、男子の賃金を高めることを期待した。しかし、ラサール派はいかなる種類の婦人労働をも拒否したのではなく、ただいわゆる「女性の領分」外にある職業に婦人がつくことを拒否したのであり、また、婦人たちが、自己の稼得労働に強制されたり、刺激されたりすることを防ぐためには、男子労働者が早く結婚することができるよう、より高い賃金を与えるべきであると考えていた。

テネセンはラサール派について、「ラサール派は単に当時の資本主義的諸条件のもとでの婦人労働に反対するだけではなく、原則的に婦人を『女性の領分』にとじこめることに賛意を表明

し、婦人労働によってひらかれた男性の後見からの解放の可能性にもまた反対したので、彼らの立場をプロレタリア的反フェミニズムと呼ぶことができる」とい、ツエトキンはまたラサール派の婦人問題に対する見地の背景について次のような説明を行っている。すなわちラサール派のいわゆる「賃金鉄則」の理論は、婦人の賃労働は、労働者状態の改善を意味せず、「賃金基金」をめぐる競争を激化させるばかりであると考え、婦人の地位の改良は、賃金制度の廃止においてのみ可能であるとした。この考え方、当面の政治的・経済的運動から婦人を排除する結果をまねいた。またラサールは、普通選挙権斗争を主張したが、その際男子の選挙権のみを要求していた。女権論者はこの点をするどく追求したが、これはラサールが男女の同権を原則的に否定していたことを意味するのではなく、戦術上の配慮からであった、という説明である⁶⁰⁾。

総じて、ラサール派は婦人労働問題に関して、テネセンのいういわゆる「プロレタリア的反フェミニズム」を長く持ちつづけ、以後の労働運動の中でもこの考えは論争をくりかえしつつ生き続けていくのである。

(2) ドイツ労働者協会同盟

——労働者教育協会の婦人労働にたいする態度——

階級意識あるプロレタリア婦人運動の起源にとって大きな貢献を行ったのは、「労働者教育協会」(Arbeiterbildungsverein) であった。労働者教育協会は、1860年頃から国民協会がつくり出したもので、1863年には104の協会が生まれていた。ブルジョアジーは、この労働者教育協会ができるかぎり、労働者に役立つ職業学校および実業補習学校と結びつけようと考えていたが、A・ベーベルその他の活発な労働者が参加し、急速にドイツ全土にひろまって行ったばかりか、ここに集まつた労働者は、次第に自分の利益を理解し、資本と労働との対立を認識して独自の要求を提出はじめた。

1863年6月、進歩党は、自己に忠実な労働者教育協会を統一するという計画を実行に移し、

ペーベル等の協力を得て「ドイツ労働者協会同盟」⁽⁶⁵⁾を設立した。「同盟」は、翌年ロンドンに創立された「国際労働者協会」の影響のもとに、次第にブルジョア自由主義的考え方を脱し、精神的独立化の過程へとすんだ。その過程の中で、婦人問題に対する科学的理解が漫透発展して行くのである。

1865年9月、シュツットガルトでひらかれた「ドイツ労働者協会同盟」第3回大会は、ドイツ労働運動内ではじめて婦人労働問題を集約的にとりあつかった。婦人の職業労働と男女の同権が強力に弁護され、同年10月ライプチヒでひらかれていたドットで最初のブルジョア婦人運動の会議、第1回ドイツ婦人会議に心からの挨拶を送り、ベーベルを派遣することをきめた。⁽⁶⁶⁾ この大会で、工場主 M・ミューラーが婦人問題に関する報告を行い、K. M. J. エッカルトが婦人選挙権を要求した。その内容は次のようなものである。

ミューラーは云う。「わたくしは、婦人に、彼女が適しているどの仕事にもつく権利を与えることを主要な主張としてすえている。婦権の行使にたちはだかっている今なお現存する法的障害はとりのぞかれるべきである。婦人の労働への適性は、法的許可によってではなく行為によって証明されるのである。婦人の自然的能力を教育によって可能な限り完成させることができることを族の義務であり、女性の教育活動のために配慮⁽⁷⁰⁾することが国家および自治体の課題である」⁽⁶⁷⁾ ミューラーは自説を述べたあと婦人労働問題に関して次の三つの決議提案を行った。

1. 労働者大会は、国民経済的配慮から婦人労働力を勤員することの高い意義を承認することを宣言する。
2. 労働者大会は、女性にとって、婦人を独立させ、まじめに義務を遂行させるの解放と、まじめな労働者の間で、まじめな労働につくあの男女平等の権利と、男女平等の地位を正当なものとみなすことを宣言する。
3. 労働者大会は、啓蒙および精神的・物質的支持によって婦人労働者をはげまし、自助と連合の原則によって労働者と同じ意味における婦人

労働者協会 (Arbeiterinnenverein) を創立することが、将来の労働者協会の課題であると宣言する」⁽⁷¹⁾

またエッカルトは、婦人の社会的解放は、大会が男性のために要求したように、婦人の投票権をもみとめるべきであると発言した。⁽⁷²⁾

テネセンは、ミューラーの見解を次のように評価する。「ミューラーの演説は、のちの社会主义的婦人解放理論の重要な要素を含んでいる。モーリッツ・ミューラーは、工場婦人労働の完全な排除のうちに破壊した労働者家族のための唯一の治療法をみるラサール派に反対する中で、資本主義経済様式にとってそのようなあこがれは矛盾していることを知った。ミューラーは、婦人労働者の増加を、機械化との必然的結びつきにおいてみたマルクスやエンゲルスの思想と肩を並べるものである。……ミューラーは、漠然と『国民経済的配慮』について語っている。そこで彼は、資本主義がも早、婦人労働なしですますことはできないとうことを表現しようとした。この事実から彼は、婦人労働者の平等な地位の実現と全女性の解放を要求した。経営者ミューラーは、労働者が當時ブルジョア的家族関係の温存に努力している間に、経済的発展の範囲で彼が婦人労働の価値をみとめるに⁽⁷³⁾つれて科学的社会主義と接近したのである」と。

大会は、ミューラーの報告・提案をめぐって激論をたたかわせた。他の論者は、未婚婦人の生活手段としての婦人の労働権を要求したり、婦人労働の劣悪な諸条件、男女労働者の競争による賃金の抑圧、主婦労働による家族の解体をもち出したり、ラサール派の考え方「しかしあれわれは婦人を解放することができる前に、まえもって労働者の完全な解放を行わなければならない」と主張したり、男が働けば充分だ、女は自分の「家の管理」に専念せよとなえたりした。⁽⁷⁴⁾

しかし、このような「プロレタリア的反フェミニズム」の思想がドイツ労働者の多くをとらえていたにもかかわらず、ミューラーの提案が

多数によって是認された。⁷⁶⁾この事実から、労働者教育協会の指導的メンバーの中で、早くから婦人労働問題にたいして偏解を脱していたペーベルや W・リープクネヒトの影響をよみとることができる。

ペーベルは、自伝「わが生涯より」の中で大会のこの場面を次のように描いている。「何か独特のしかし熱心な、彼らしい好意的な宝石工場主、プロルツハイムのモーリッツ・ミューラーは、婦人問題、すなわち彼が得意としている問題について報告した。彼は文書報告の中で、男女の完全な社会的同権と婦人労働者のための実業補習学校の創立、および婦人労働者協会の創立を要求した。この問題についての討論にはもっと多くの時間をかけた。エッカルト教授は、婦人の社会的解放は、大会が男性のためにそれを要求したように、婦人に投票権を与えることを含んでいるのだと断固として宣言した。ミューラーの決議は、この説明とともに絶対多数をもって採択された」と。

1867年9月7日、第4回大会がゲラでひらかれた。その議事日程には、婦人労働と婦人運動の問題が含まれていた。報告者は再びミューラーであった。彼は、「統一的ドイツ労働者協会は、今日の労働者大会で宣言する。婦人は、彼女が適しているどの仕事にもつく権利がある。婦人の権利にはむかっている偏見や、法的妨害は除去されるべきである。家族、自治体、国家は、男性への教育制度に全く無関係におくれをとっている婦人の、立派な教育制度を配慮する義務がある。労働者協会の為すべき仕事は、こうした決議の実施に対立している現存の法律、習慣、風習、偏見の中に横たわっている防害を全力をあげてとりのぞく援助をすることである」とのべた。

ミューラーは、啓蒙されたブルジョア層の代表であり、彼の偏見のない発言の中にも、ブルジョア女権論の名残りがある。ツエトキンは、婦人労働問題に対して労働者教育協会がとった立場を高く評価しつつも、その欠陥についてテネセンよりはるかにするどい指摘を行ってい

る。

ツエトキンは云う、「……マルクス主義的認識の重要な本質的要素は、すでにはっきりあらわれていた。そしてそれは、第1インタナショナルの増大する影響に帰されるものである。婦人の職業労働は、女性の社会的同権のために、ひろい萌芽的基礎をなすという理解が明らかになつた。何となれば、女の男からの、家族からの経済的独立なしには解放は不可能だからである。婦人労働に伴うさまざまのおそるべき現象のみなもとは、工場婦人労働そのものではなく、むしろその資本家の搾取であるということも明らかになつた。労働者教育協会の代表の多くは、この理解にもとづいて実践的結論を導き出した。すなわち、産業婦人労働の禁止ではなく、無配慮な搾取に対する資本家的優勢の法的制限を、女性の同権のための努力への援助を、⁸⁰⁾ということである」しかしながら「婦人の中にある階級対立のどんなに消しがたい様式区別が熟しているかということは、60年代の労働者教育協会によっては理解されなかつた。労働者教育協会は、女性プロレタリアートの中にあるブルジョア婦人運動の光を、搾取され、負担と義務でおしつぶされているプロレタリア婦人を新しい社会関係のための自我と斗争意欲と、たたかいの情熱でみたすのを促進する状態として喜び、奨励した。労働者教育協会は、プロレタリア婦人運動の起源にとって心理的予定条件を生み出したのである」

労働者協会同盟の第5回大会は、1868年、ニュルンベルクでひらかれた。この大会では、婦人問題はとりあげられなかつたが、ドイツ労働運動史上いくつかの点で大きな前進を意味する大会であった。ニュルンベルク大会は、第1インタナショナルの規約の要点を含む綱領を採択し、ペーベルの指導により中央集権的労働組合設立の方針をきめた。このニュルンベルク大会の精神と方針にもとづいて、1868年以降のプロレタリア婦人の組織化がすすめられることになる。

(3) 第1インタナショナルの婦人政策

1864年9月28日、ロンドンで、第1インタナショナル（国際労働者協会 Internationale Arbeiterassoziation）の創立集会がひらかれた。指導部の委員会にはまず、インタナショナルの綱領文書を作成することが最初の課題として与えられた。これらの文書——創立宣言と暫定規約——は、起草小委員会で原案を作成し、激論のあと最終的にマルクスの手にゆだねられた。マルクスが書きあげた文書は、11月1日、最終的に検討され、本質的な変更なしに承認された。マルクスは、インタナショナルの最初の綱領文書を書くにあたって多くの複雑な問題にぶつかった、というのは、国際労働運動の目的を、各種の小ブルジョア的影響やセクト主義的グループをまだ克服していなかった労働運動の当時の水準でうけいれられる形で規定しなければならなかつたからである。マルクスが書いた創立宣言と暫定規約前文は本質的には「共産党宣言」の規定とかけて離れてはいなかつたが、ずっとおだやかに要約されていた。

インタナショナルの組織構成は、欧米諸国のプロレタリアートの大衆組織が生まれてきた特殊条件から出発した。第1インタナショナルは、各国にまだ自主的な大衆的労働者党が存在していなかつた時代につくられたものであり、インタナショナルの規約は、プロレタリアートのできるだけ広範な大衆を協会の戦列にひきいれることを促進させる役目を担つてゐた。したがつて暫定規約は、新しく設立された支部とともに、既存の労働者団体の協会加入を定めていたし、個人加盟もみとめられていた。また協会加入の条件は、規約の承認であった。

ところで、第1インタナショナル、その委員会（委員会は、1864年10月18日以後は中央評議会と呼ばれ、1866年夏以後は総評議会と改称し、この名称で歴史に残る）と最初の綱領文書は、婦人問題とどのようなかかわりをもつてゐたであろうか。暫定規約はその前文に云う。「われわれは宣言する。本國際協会ならびに本協会に加盟するすべての団体および個人は、真理・正義・道徳を、皮膚の色や信条や民族の別にか

かわりなく、彼ら相互のあいだの、また万人にたいする彼らの行動の基準と認める。われわれは、自分自身のためになく、各自の義務を果たしているすべての人のために人および市民の権利を要求するのが、人たるもののは義務であると考える。義務を伴わない権利はなく、権利を伴わない義務もない」と、ツエトキンは、この前文の「全く一般的であるから、表面的に通読しただけではひかえめで不十分だと思われるかもしれない」表現の中に、第1インタナショナルの特徴と偉大さがあり、この表現の中に、基本的に男女同権を承認しているのだと説明している。⁸⁷⁾ 第1インタナショナルは、形式的原理的宣言によってではなく、実践的な行動開始によつて、ドイツ労働者階級の中での完全な婦人の権利の承認に大きな影響を与えたのである。事実第1インタナショナルの委員会は、活動の始めら婦人労働問題に注意を向けていた。

1865年9月25日から29日迄、第1インタナショナル中央評議会は、第1回大会のための予備会議をロンドンに招集した。議案の作成にはマルクスも参加し、原則的な性格をもたせるよう努力した。議案には、協会の組織、各国の資本と労働の闘争にたいする協会の援助の統一行動、直接税と間接税、婦人と児童の労働の問題が含まれていた。この会議は、婦人の工場労働がプロレタリア階級の状態にどんらに決定的で悪い影響を与えているかということ、しかしながらまた、この問題についての諸見解は各支部でどんなに不明確なままであるかということが明らかになった。このことから中央評議会は、婦人と児童の労働の問題を第1回大会の議事日程にのせ、根本的に討論することにした。

1866年9月3日～8日迄、ジュネーブでひらかれた第1インタナショナルの第1回大会が婦人労働問題をとりあつかい、ブルードン主義者と中央評議会の間にはげしい論争をまきおこしたことは比較的よく知られている。大会に先立つて、8月21日と28日、評議会は、大会準備の最後の会議をひらき、8時間労働制の問題や、婦人と児童の労働の問題を討議した。この

時の評議会決定は、マルクスの手で、8月末「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」の形でまとめられた。

マルクスの「指示」は、1. 国際協会の組織、2. 労資の斗争における協会の仲介による国際的協力、3. 労働日の制限、4. 年少者と児童(男女)の労働、5. 協同組合運動、6. 労働組合、その過去・現在・未来、7. 直接税と間接税、8. 国際的信用、9. ポーランド問題、10. 軍隊、11. 宗教問題から成立たっていた。

「労働日の制限」の中で、「指示」は、「われわれは労働日の法定の限度として8時間労働を提案する」とし、「本項は、男女の成人だけについてのものである。ただ婦人については、夜間労働はいっさい厳重に禁止されなければならないし、また両性関係の礼儀を傷つけたり、婦人の身体に有毒な作用やその他の有害な影響を及ぼすような作業も、いっさい厳重に禁止されなければならない」としている。

また、「年少者と児童(男女)の労働」の中では、「男女の児童と年少者を社会的生産の大事業に協力させる近代工業の傾向は、資本のもとでは歪められていまわしいかたちをとっているとはいえ、進歩的で、健全で、正当な傾向であるとわれわれは考える。合理的な社会状態のもとでは、9歳以上のすべての児童は、生産的労働者とならなければならない。これは、健康な成人はなんびとも自然の一般的法則、すなわち食うためには労働しなければならず、しかも頭脳によってだけではなく、手によっても労働しなければならない、という法則から除外されてはならないのと同様である。しかし、さしあたってわれわれが問題としなければならないのは、〔労働人民に属する〕男女の児童と少年だけである」としている。「指示」は、児童労働のうちに、単に資本主義的搾取のみならず、同時に、重要な人間的、すなわち社会的生産的労働への出発点を示し、さらに、児童の生産的労働が組織的にその調和的な肉体と精神の形成を伴うところの眞の革命的教育綱領をこれに添加する。

「指示」は、「労働組合」の項において、「労働者のもつ唯一の社会的な力はその人数である。しかし、人数の力は不團結によって挫かれる。労働者の不團結は、労働者自身のあいだの避けられない競争によって生みだされ、長く維持される。最初、労働組合は、この競争をなくすかなくとも制限して、せめてたんなる奴隸よりはましな状態に労働者を引き上げるような契約条件をたたかいとろうという労働者の自然発生的な試みから生まれた」(過去)とのべ、その未来は、「労働組合は、非組合員を組合に参加させることを怠ることはできない。……労働組合の努力は、狭い、利己的なものではけっしてなく、ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標とするものだということを、一般の世人に納得させなければならない」として、すべての労働者に労働組合加入の門戸をきりひらいたのである。

「指示」は、第1回大会で、中央評議会の公式の報告として読みあげられた。しかし、大会で三分の一の代議員をにぎっていたブルードン派は、「指示」に対抗して、特別の覚え書のかたちで、議事日程上のすべての項目について、独自の広範な綱領を提出した。しかし、大会は「指示」の9項目のうち、国際協力、労働日の制限、児童および婦人労働、協同組合運動、労働組合、軍隊の6項目を決議として採択した。

反対派としてあらわれたブルードン主義者の婦人労働に対する見解はどのようなものであろうか。ブルードン主義者は、婦人のしめるべき場所は、職場や政治の中にではなく、家庭の中にあるという見解で一貫していた。ジュネーブ大会でもブルードン主義者は、婦人を産業労働で使うことを真向から非難した。メリングもブルードン派がこの大会で、「婦人労働を『墮落の原理』として非難し、婦人の場所は家庭にありと指摘した」と書き残している。テネセンは、ジュネーブ大会におけるブルードン派の見解に対してかなりの紙数をさいて論じている。

テネセンは、ジュネーブ大会での「指示」反対派について論ずる前に、第1インタナショナ

ルドイツ支部が1866年に出した、婦人労働に関する一つの覚え書きについて注意を与えている。その文書は、次のように書いている。「家事労働、家庭内労働、看護、監督そして一般に婦人と母親の適切な教育が前提されなければならない子供の初期教育は、婦人と母親にふさわしい。婦人と母親は、男と父親の厳然たる公的家族の義務と並んで、家庭生活の居心地よさと詩 (Gemüthlichkeit und Poesie) とを代表すべきであり、社会的作法の中に品位と美とをもたらすべきであり、人類の人生の享樂を高尚なものに高めるべきである」と、テネセンは、「この文書が、国際労働者協会によつて、またマルクスとエンゲルスの目のとどくところで起草されたかどうかは明白でない」とつけ加えているが、このドイツ支部の中にあった婦人観は、ジュネーブ大会で、ブルードン主義者という弁護者を見出したのである。

フランスの代議員 Coullery は、「婦人の場は家庭にあり、彼女が注意をはらい最初の主義をふきこむ子どものそばにある。彼女の仕事は偉大であり、われわれが彼女たちに、当然帰すべき場を示し、われわれが彼女たちから有害な影響をとりのぞいてやるなら、彼女たちは、自由と民主主義の一つの支柱となるであろう」といはまた、ドイツの代議員 Bütter は、それに賛同し、「両性の利益の中には、婦人に尊敬すべき地位を確保してやることがある。社会の理性ある組織によってすべての成人した男性が家庭をもつことを可能にしてやり、売淫制度を廃止させよう」と発言した。彼らは、婦人に「尊敬すべき地位」を確保してやり、売淫制度を廃止し、よく働く労働者と結婚できるようにしてやることが、婦人問題の解決であると考えていたのだ。

「指示」の内容は、児童および婦人労働を単に悲惨なものとみるのではなく、新しい社会の秩序の基礎を形成するものという認識にもとづいていたのであるから、ブルードン主義者およびその追随者は「指示」の思想からなお遠くへだたっていたということができる。

1867年9月2日—8日まで、ローザンヌで、第1インターナショナル第2回大会がひらかれた。マルクスはこの年の夏、「資本論」第1巻の校正に追われ、定期大会の準備に時間をさくことはできなかったが、ローザンヌ大会によせる「国際労働者協会総評議会の呼びかけ」の中で、大会の議題の第1を「労働者階級（男女の）が資本のくびきからみずからを解放するための斗争において、国際協会が彼らの共通の行動の中心点となるようにすることのできる実際的な手段はなにか」と設定した。大会にはマルクスは出席せず、総評議会の報告と、各国からの報告とが行われた。

ブルードン主義者は、再び総評議会の提案に反対して、大会に彼らの議事日程を提案したので、協同組合、婦人労働、教育、その他さまざまな個別的问题が討論され、そのため、総評議会が提案した議事日程中の真に重要な諸問題から、大会の注意がそらされてしまったといわれる。¹⁰⁴⁾ 婦人労働の問題は、「社会における男女の役割」として議事日程にのせられた。再び、礼儀正しい主婦の雄弁な弁護人たる Coullery が登場し、科学が証明したという婦人の肉体的・心理的特殊性なるものをもち出して、婦人に歴史の中での特殊な役割をあてがおうとし、男女の役割分割について演説した。メーリングは、「この大会は、ジュネーブ大会ほど盛會ではなかった」「決議は部分的にはたがいに矛盾し、¹⁰⁵⁾ ただ紙上の存在たるにすぎなかつた」といっている。

総評議会のローザンヌ大会代表の中に、女性評議員、H・ローが入っていた。ローは、イギリスの無神論運動の著名な婦人活動家であったが、マルクスの娘エレアノルの証言によれば、婦人労働者の労働組合組織化のために力をそそいだということである。ツエトキンは、ローの活動を「工場婦人労働の多くの部門の中での非歴史的で古くさい見解に反対し、これを法的に禁止する要求に反対した生き生きした行動や、婦人労働者を——稼業労働にたずさわっていないプロレタリア婦人をも——意識的な、意志の

強い、彼女の階級の利益をめざす婦人闘士にたかめるために、労働組合に組織する精力的な活動を行ったことは、一人の婦人が国際労働者協会の総評議会の地位にあるという状態以上に重要なことであった」と評している。¹¹²⁾

ローザンヌ大会のあと、イギリスの靴製造工同盟の婦人の第1インタナショナル加盟をはじめとして、婦人労働者の加盟が相次ぎ、第1インタナショナルはこれらの婦人のたたかいを支援し、その要求の貫徹のためにたたかった。

1868年1月、総評議会は、第1インタナショナル第3回大会の議題を検討した。議事日程には、資本主義社会における機械採用の問題と、生産手段の社会的所有の問題が含まれていた。¹¹³⁾

1868年7月28日の総評議会でこの問題が討議された際、マルクスは、その発言の中で、機械生産に関する「資本論」第1巻の基本的規定を説明し、機械の資本主義的採用の有害な諸結果——労働者の労働強化、労働時間の延長、婦人と児童の労働の搾取など——を明かにした。それと一緒にマルクスは、機械生産は社会主義の物質的土台であり、「組織的労働は、機械採用のもっとも重要な結果のひとつ」であることを強調した。彼はここで「一方では協同的組織的労働に通じ、他方ではこれまで存在してきた社会・家族関係の破壊に通じる」機械生産の歴史的進歩性を解明してみせたのである。¹¹⁴⁾

インタナショナル第3回大会は、1868年9月6日—13日迄ブリュッセルで開催されたが、大会の議題は、1. 資本家による機械採用の結果について、2. 労働者階級の全面的な教育について、3. 信用について、4. 土地所有について、5. 労働時間の短縮について、6. 協同組合についての他、戦争にたいするプロレタリアートの態度とストライキの問題であった。ブリュッセル大会は、インタナショナルの多くの会員の抱く小ブルジョア社会主義思想が崩れたことを示した。ブルードン主義理論に反対する多くの代議員の発言が相次ぎ、ブルードン理論そのものの根本原理にたいする直接的批判が大会の特徴であった。この大会で、マルクスの「資本論」

にかんする決議が採択されたが、このことは、大会が全体として科学的社会主义の影響下に進められたことを証明している。決議は、あらゆる民族の労働者に、「資本論」を学習し、その各国語の翻訳を促進することを訴え、「資本を科学的に分析した最初の経済学者のいくら評価してもしきれない功績」を銘記した。¹¹⁵⁾

では、1867年に出版された「資本論」第1巻は、婦人労働者にとってどのような意味をもっているであろうか。「資本論」の婦人労働問題に関する該当箇所は、科学的婦人論を語る多くの論者によってくりかえし引用されてきているので、ここでは、ツエトキンとテネセンの評価を紹介するにとどめたい。

ツエトキンは云う。「女性の立場と権利上の地位を根本から変革し、そして男女の同権を実現するために、今日の社会制度の中に、さからいがたい、一刻もやむことのない歴史的諸力が働いているということを『資本論』は、確信をもって明らかにしている。マルクスは模範的な巧みさで、資本主義的生産の発展と本質を、そのもっともこまかく枝わかれしたそのさきから、もっとも複雑な局面まで分解して追求し、その固有の運動法則を剩余価値論において発言するのであるが——特に婦人と子どもの労働をとりあつかっている詳論のなかで——かれは、資本主義が婦人の古い家内経済活動のための基礎を破壊し、それによって因襲的な家族形態を分解し、婦人を家庭のそとで経済的に独立させ、妻としての、母としての、そして国民としての同権のための強固な土台を築く、ということを適確に証明した。……

『資本論』のなかには、婦人労働の問題、婦人労働者の状態、労働者保護法の制定などのための事実・知識・問題提起に関するばかりしかない富が積みあげられている。『資本論』は高度な社会主義の将来の目標をめざすと同様、当面の要求をかちとろうとするわれわれのたたかいにとてくめどもつきぬ精神的武器庫である」と。

テネセンはいう。「マルクスがそこで（共産

党宣言」「指示」「資本論」をさす一筆者)婦人労働の研究に貢献しているもっとも重要な思想は、1. 家計の維持のために、今やすべての家族員が労働しなければならない(そしてまた剩余価値を生産しなければならない)ということによって生ずる増大される搾取、2. 婦人労働と子どもの労働によるプロレタリア家族の崩壊、3. 生産過程内への婦人のひき出しによって¹¹⁸⁾生ずる労働者階級の解放の可能性、である」

ところで、1868年以降、フランスの婦人労働者のインタナショナル加盟がすすんだ。しかし婦人の階級的組織的集合に関する第1インタナショナルのドイツ婦人労働者への影響は、イギリスやフランスとは異り、ドイツの労働組合やドイツ社会民主党の、工場婦人労働問題や女性の完全な同権に関する討論や決議を通して浸透して行った。¹¹⁹⁾その具体的あらわれは、1869年以降にみることができる。

3. 1869年から1888年まで

この期間は、ドイツではじめての労働者階級のマルクス主義的政党の創立から、第2インタナショナル創立の前年までを含んでいる。1869年以降は、第1インタナショナルの影響下に、またベーベルやリープクネヒトの指導のもとに、労働組合運動も急速な発展をとげた。この期間はまた1870~1871年の普仏戦争、1871年のビスマルクによる「上から」のドイツ統一、1878年以降のビスマルクによる社会主義者鎮圧法(Sozialistengesetz)施行というドイツ労働者階級にとって試練の時でもあった。この期のドイツ労働者党および労働組合運動の中で、婦人問題に対してどのような政策が出され、どのような論争が行われたかを追うことにしよう。¹²⁰⁾

(1) ドイツ社会民主党の婦人政策

ドイツ労働者協会同盟の機関誌「デモクラティック・シェス・ヴォッヘンプラット」は、1869年7月17日、「ドイツの社会民主主義者へのよびかけ」を公表し、8月7~9日、「全ドイツ社会民主主義労働者会議」をアイゼナハに召集した。この会議は、ラサール派との論争の末、ラ

サール派をしりぞけ、ベーベルが慎重に準備した計画に本質的にのっとって「社会民主労働党」を結成した。

この会議でこれまでドイツ労働者の政治的組織の中ではばらばらであった婦人問題にたいする諸見解が、はじめて明白な綱領的要求の中に包含された。会議は、綱領(「社会民主労働党綱領」いわゆる「アイゼナハ綱領」)討議の中で、婦人問題をとりあつかったが、従来からくりかえされている、婦人問題をめぐる二つの戦線が論争をくりひろげた。

まず、選挙権問題に関して、ラサール派の影響下にあるものは、「20歳以上の男子の普通・平等・直接選挙権」を要求し、マルクス主義者は、「あらゆる国民のための選挙権」を要求した。しかしながら、アイゼナハ綱領の中には、ただ男性のための選挙権要求がかかげられただけであった。¹²¹⁾すなわち、アイゼナハ綱領は云う、「III-1. 20歳以上のすべての成年男子に、議会、個々の邦議会、州および市町村議会およびその他すべての代議機関の選挙への普通・平¹²²⁾等・直接および秘密選挙権の獲得」と。

次に婦人労働にたいしても従来からの論点をめぐって論争が起った。「婦人労働の廃止」論がこの時点でもくりかえされる一方、「男女同一賃金」にたいする要求がこの会議ではじめてかかげられた。リヨンは、「婦人労働の廃止を論点にしようとする提案の中に、女性の競争に反対する男性の敵愾心があらわれていた」といっている。アイゼナハ綱領はしかし、この問題について、最終的に次のように規定している。「III-8. すべての新聞、結社および団結禁止法の廃止、標準労働日制度の導入、婦人労働の制限と児童労働の禁止」¹²³⁾

社会民主労働党は以上のような綱領をもって出発したが、1870~71年、および1874年の党大会には、婦人問題はとりあつかわれなかつた。¹²⁴⁾

1875年2月14日~15日、ラサール派とアイゼナハ派の統合に関する詳細な討議がゴータで行われた。この予備会議では、新しい統一党の

組織と綱領に関する草案が発表された。党綱領を信じ、党的利益のために働くものはだれでも党員となることができた。綱領草案が起草されたが、これはラサール派とアイゼナハ派のこれまでの綱領の妥協の産物であった。綱領草案が資本主義社会に向けた実践的要求は、要するに、国家の完全な民主化、無制限な団結の自由、徹底的な労働者保護立法であった。マルクスは、その年の5月5日に、ロンドンからベーベルやリープクネヒト等にあてて、この綱領草案に対する批判的評注を書き送っている。党的合同そのものは、5月22日—27日のゴータ大会で実現し、党的名称は「ドイツ社会主義労働党」と呼ばれた。

この党的綱領（「ドイツ社会主義労働党綱領」いわゆる「ゴータ綱領」）草案をめぐって、婦人問題に関する議論は次のようなものである。草案は、その第2条に、「国家・自治体におけるあらゆる選挙に、21歳以上のすべての男性の普通・平等・直接・秘密選挙権を」と規定し、また第3条に、「婦人労働の制限と児童労働の禁止」と規定されていた。この二つの条項について、保守と革進の両側から修正案が出された。前者は、第3条について、「婦人労働の制限」のかわりに「禁止」をおこうとし、後者は、第2条について、「男性の選挙権」ではなく「国民の両性」に対する選挙権を要求した。

選挙権問題についてみると、リープクネヒトは、「その旗に平等をかけている党は、人類の半数に政治的権利をみとめる」べきだと主張したが、W・ハッセルマンは、婦人にたいする教育が充分行われていない時には、婦人票は反動の側に流れると心配していた。しかしへーベルは、だからこそ婦人の教育のために努力しなければならないのだといってハッセルマンに異議をとなえ「両性の国民のための選挙権」という修正案を出したが、62対55票で否決された。¹³⁰⁾ 反対理由としては、婦人選挙権に反対する原則的な理由からではなく「実践的」配慮からだと説明された。ツエトキンはこれにたいし、「多数派（反対者）は婦人選挙権の要求が、当

時のたたかいを弱め、困難なものにするだろうと懸念していた。彼らは、婦人を動員することによって、たたかいの力が増大することを期待せず、評価もしなかった」と批判している。¹³¹⁾ ゴータ綱領は結局、「II-1. 20歳以上のすべての国民に、国家と自治体におけるすべての選挙および投票への、秘密で強制的な投票による、普通・平等・直接選挙および投票権を与える。選挙日あるいは投票日は、日曜日か祭日でなければならない」と規定した。この規定は、二つの意見の歩み寄りを示している。一方では、「婦人」あるいは「両性の」ということばをさけたが、他方では、「すべての国民」（Alle Staatsangehörigen）という概念のうちに包括することをみとめざるをえなかつたのである。

しかし、ベーベルの提案に反対投票をしたものの中にはリープクネヒトも入っていた。そのへんの事情について、ベーベルは自伝の中で、「わたくしは、国民のための選挙権というところを、両性のための選挙権を要求するよう提案した。ハッセルマンは、わたくしの提案に反対を、アウエルは賛成を表明した。これは62対55で否決された。あとでハーゼンクリーヴァーは、多数の代議員は、彼らが要求を、国民という表現でその裏に含めていたからわたくしの提案に反対したのだと説明した。リープクネヒトも、文体上の理由（beidelei Geschlechts）からわたくしの提案に反対投票をしたのであって、事柄事体については、彼はわたくしに同意していたのだと似たような意見をのべた」といっている。

ツエトキンはこの問題をめぐって「ちなみに、ゴータ綱領における婦人選挙権の要求に対する無理解は、当時の労働運動のイデオロギー的未成熟さを反映しているこの文書の、唯一的一大弱点というのではなかった。ゴータ綱領の性格は、革命的・科学的社会主義よりはむしろ、俗流社会主義によって規定されている。マルクスはそれゆえ綱領にもっともきびしい批判を行ったがむだであった」とのべている。しかし、マルクスのゴータ綱領草案に対する評注の

中には、選挙権問題についてふれている箇所はない。「婦人労働の制限と児童労働の禁止」という綱領草案については、マルクスは次のように云っている。

「労働日の標準化ということは、労働日の長さ、休憩時間等に関するかぎりでは、すでに婦人労働の制限をふくんでいなければならない。それ以外には、これは、婦人の身体にとくに有害な労働部門もしくは女性の徳性を傷つける労働部門から婦人労働を除外することしか意味しない。もしこのことを頭においていたのだったら、そう言うべきであった」¹³³⁾

大会では、婦人労働の禁止を要求する修正案は、アイゼナハ大会の時と同様、多数によって否決された。ゴータ綱領は結局、「II-6-(5) 児童労働、および健康と良俗を害するすべての婦人労働の禁止」という表現にかえて採択された。¹³⁴⁾

以上のように、ゴータ党大会によってまがりなりにもドイツ労働者党の民主主義的行動綱領が定められ、その中で、あまり正確な表現ではなかったが、両性のための同等な選挙権と、合理的で制限された婦人労働の肯定という、婦人にたいする政治的・経済的領域での態度が確定されたのである。しかし婦人問題の解決に関する民主主義的要求は、態度の確定からさらに「立法者へのふさわしい要求の作製、そして議会によるその実現」という段階を経なければならない。態度の表明は1875年のゴータ綱領で行われたが、政治裁判所や帝国議会内の党的公然たる要求は、婦人労働の保護に関しては1877年に、婦人選挙権は1895年にはじめてかかげられるのである。そして前者の要求の立法化は1891年に、後者のそれは1918年の革命によつてはじめて実現した。¹⁴¹⁾

1876年および1877年の両年、ゴータで党大会が開催されたが、婦人労働問題は議事日程にはのっていない。1876年の後半、党は1877年1月に行われる帝国議会選挙のための活動を行っていた。1876年10月、党はライプチヒで「今日の国家の中での そして社会主義をめざす

婦人の立場」を議題に集会をひらいた。指導者はペーベルであったがこの集会はまだ選挙権を与えられていなかつた婦人が多数集まり成功裏に終った。これは、ドイツの婦人に選挙の時に婦人の政治的参加をさそったはじめての集会であるといわれる。¹⁴²⁾ 1877年1月10日、帝国議会選挙でドイツ社会民主労働党は9%の得票数を得た。ペーベルと、F・W・フリッヂエは2月の帝国議会に提出する法律案を作成したが、その中には次のような婦人労働者保護立法が含まれていた。すなわち、危険労働の規制、工場日曜労働の禁止、9時間標準労働日、婦人労働者、18歳以下の労働者、見習いの8時間労働日、夜間労働の禁止、妊娠と産婦の就業禁止期間の相応の要求、就業規則の制定、婦人労働者と見習いの保護規定の強化などである。¹⁴³⁾

1878年から1890年の時期は、ドイツ社会主義労働党にとって試練の時期であった。1878年8月中旬、ビスマルクは社会主義者鎮圧法案を発表し、それを審議するため、9月9日に帝国議会が召集された。この法案によれば、団体、あらゆる種類の結社、とりわけ組合の会計、社会主義的印刷文書などを禁止する権限が州警察に与えられることになっていた。10月19日社会主義者鎮圧法は149対221票で採択された。以後社会主義者鎮圧法は4度もその適用期間を延長され、1890年1月25日、169対98票で否決されるまで12年間も続いたのである。しかし、この非合法下にあって、ドイツ社会主義労働党は力強い発展をとげた。社会主義者鎮圧法が公布された時、党は437,158票を獲得し、42の機関紙をもち、組合は、50,000人以上を組織し、14の機関紙をもっていた。社会主義者鎮圧法の消滅した時、党は1,427,298票を獲得し、60の機関紙をもち、組合は、200,000人以上の組合員と41の機関紙をもっていた。¹⁴⁴⁾

この社会主義者鎮圧法施行下で、党は非合法の大会を3度ひらいている。すなわち、1880年、スイスのヴィーデン城で、1883年コペンハーゲンで、1887年、サン・ガーレンにおいてである。この三つの会議はすべての議会主義的手

段を徹底的に利用して、君主制的権力国家に対して決定的に反対することにより、労働者階級への譲歩を強制するという戦略方法を確認し、また同様に自らをますます明白に他と区別することをはじめたマルクス主義思想への転換を確証するものであったといわれている。この3度の会議で婦人問題はあつかわれなかつたが、1885年3月、ドイツ社会主義労働党国際議員団は、ヴィーデンおよびコペンハーゲンの党大会の決定に忠実に、議会活動を行い、包括的な労働者保護法草案を提出した。この草案の核心をなしていたものは、成人労働者にたいする10時間労働日、未成年労働者にたいする8時間労働日、やむをえざる例外を除いての日曜および祭日労働の禁止、児童労働の禁止、高建造物および坑内における婦人労働の禁止、許しうる例外をはっきり定めての深夜労働の禁止、毎週金曜日にきまつて賃金を支払うこと、および最低賃金、帝国労働省、労働官吏、裁判所労働部および仲裁裁判所による労働状態の監視のための、包括的で十分に体系化された制度がこれであつた。¹⁴⁶⁾

また、社会主義者鎮圧法施行下での婦人問題に関する重大な出来事は、二つの古典的文献の出版であった。1878年、社会主義者鎮圧法施行直後にベーベルは、「過去・現在・将来における婦人」(Die Frau in Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft)を書き、後に標題を「婦人と社会主義」(Die Frau und der Sozialismus)とあらためた。この書の出版当時の状況およびその意義については、わが国でもすでに紹介済みであるので省略することにする。この書は、R・ルクセンブルク、ツエトキン等に影響を与え、1890年以降、社会民主党の婦人運動の中で、啓蒙・宣伝・組織を行なうためにはかりしれない役割りをはたしたのである。ベーベルはドイツの婦人労働者にたいし、「マルクスへの仲介者」となった。¹⁴⁷⁾¹⁴⁸⁾¹⁴⁹⁾

1884年、エンゲルスは、マルクスの家族史に関する未完成の研究を継続し、1877年にL・H・モルガンによって出版された「古代社会」¹⁵⁰⁾

(Ancient Society) の成果をもとに、「家族・私有財産および国家の起源」(Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats)を著した。この著作の中で、エンゲルスは、マルクス主義の文献史上はじめて、家族の進化を歴史的唯物論の立場から解説しているが、現代のブルジョア的家族に鋭い批判をくわえている。彼は、私的所有が支配する条件のもとでの婦人の権利の不平等の経済的基礎を明るみにだし、婦人の眞の解放は資本主義的生産様式の廃絶の結果としてのみ達成できることを示している。この書も、科学的婦人論の論者によって再三紹介・引用・解説が加えられているので、内容の説明にはあえて立ち入らないことにする。¹⁵¹⁾

(2) ドイツ労働組合運動の中での婦人

1848年の革命の敗北のあと、ドイツの各地に施行されていた結社禁止法は、1860年代に次々と廃止され、労働組合運動はあらたな高揚を見た。1865年、1848年後最初の全国的労働組合として、出版印刷労働組合が創立され、煙草製造工組合、裁縫工組合がそれに次いだ。1868年にはドイツには、自由主義的ブルジョワジーの影響下にあるヒルシュ＝ドゥンカーラー労働組合、ラッサール派の労働組合、ベーベル・リープクネヒト等の指導する労働組合の三つの傾向の労働組合が存在していた。これらの三つの労働組合がそれぞれ、婦人労働者に対してどのような態度をとっていたかは、資料不足で、今のわたくしは、網羅的に論ずることはできない。¹⁵²⁾

労働組合内の婦人労働者の組織形態の問題は、長い間論争がくりひろげられていた。歴史的経過の中でも、婦人だけの労働組合もあり、男女混合の組織もあり、いろいろであるが、労働者の階級的結集の過程で男女労働者を共通に組織するという原則が実現しはじめ、婦人労働者は広範囲に労働組合に加盟することとなつた。1860年代に結社禁止法が廃止されたとはいって、他の社團法(Vereinsgesetz)等により、結社の自由は大幅に制限されており、特にドイツの主要国では、未成年者と女子の結社を禁じ、¹⁵³⁾会員名簿を官憲に報告する義務を課していた。

ドイツの婦人労働者の団結権がみとめられたのは、1908年の新社団法によってである。¹⁶⁴⁾

しかし、きわめて断片的ではあるが、1869年以降、アイゼナハ派の労働組合の中に婦人労働者が組織され、階級的に結集していく姿が報告されている。従ってここではその流れを追うこととする。1868年、ベーベルは、労働者教同盟議長として、ドイツ労働組合の規約を起草していたが、¹⁶⁵⁾ 1869年のアイゼナハ大会は、ベーベルの規約にもとづいて設立された諸労働組合に、国際的な組織をつくることをすすめ、これ以後、それらの組合は「国際労働組合」という称号をつけて呼ぶことになった。ワルンケは、「その名称をみだたけでも、プロレタリア国際主義の思想がそこに力強く脈うっており、第1インタナショナルとの緊密な連帶の感情がいだかれていたことがわかる」といっている。この系統の組合として製本工がライプツィヒで、鉱山および手工業者がクリミチャウで組織されていたが、¹⁶⁶⁾ この種の組合はまだ数少く弱体であった。

労働組合運動が婦人労働者に対してはたした先進的役割で注目すべきものは、J・モテラーが指導するザクセンの「マニュファクチュア・工場および手工業労働者の国際労働組合」であった。ザクセンには、紡績工業が集中し、巨大な大工場があり、婦人・児童労働が採用される同時に、何十年來の家内工業があり、外国市場への依存や恐慌・停滞があとをたたず、1マイル四方に8,000人の虚弱で低賃金の労働人口がつめこまれ、彼らは全くの飢餓状態におかれていった。¹⁶⁷⁾ エルツ山脈下の組織労働者の中に発展する経済的諸関係は、その上に第1インタナショナルの精神が成長しうる土台を準備した。第1インタナショナルの創立当時、ザクセンの織維産業は、手工業的小経営から、機械制大工業への過渡期にあたり、発展する資本制生産様式はザクセンの小経営者、労働者に深刻な影響を与えた。そのような中で「労働者教育協会」の活動が行われて1867年6月、クリミチャウに「紡績・織物組合」が創立され、「マニュフ

アクチュ・工場および手工業労働者の国際労働組合」の中核となるのである。

この組合は、1869年2月10日に結成され、創立時の組織委員会(Organizationskomitee)には二人のプロレタリア婦人、W・ヴェーバーとC・ポイシエルがいた。同年5月にひらかれた大会では規約を採択し、第3条で「年令・性・職種の区別なく前記の職業のどの労働者にも、同様にいかなる小親方も、いかなる婦人小親方も」同権の会員として組合に加入することを許し、第4条では「どの会員も、労働組合のいかなる役職にもえらばれる資格がある」と規定した。1870年の第1回総会では、6,000~7,000名の組合員中、6分の1が女性であることが報告された。総会は、さらに婦人を組織化することを目的として、「疾病共済会」(Krankenkasse)をつくり、母としてのプロレタリア婦人に特別の便宜を与えたのである。1872年はワイマールで、1874年はケムニッツで総会がひらかれた。婦人の組織化はますます活発に行われた。クリミチャウの婦人労働者には、この「疾病共済会」が何よりも魅力であり、組合の目的を全体的に理解してではなく、「疾病共済会」にひかれてこれに加盟してきた。ワイマールおよびケムニッツ総会では、婦人組合員のこうした組織状況について次の二点で論争された。一つは、「共済会」での婦人の要求権をへらし、婦人をしめ出そうという見解、一つは「共済会」にだけ入っている婦人に親組合への加入を強制する見解である。前者はモテラーによって紛糾されたが、後者についてはワイマール総会では例外規定を定め、ケムニッツ総会では、親組合の加入とは別に、「共済会」に所属しうることを決議した。このようにして、婦人労働者の利益は、深い配慮のもとに守られ、これらの活動の中で、M・コルディツ、ミゼルヴィツ等のすぐれた婦人活動家が現われた。¹⁶⁸⁾

このように、「マニュファクチュア・工場・および手工業労働者の国際労働組合」は、第1インタナショナルには形式的には加入していないかったが、第1インタナショナルの精神を充分

くみ入れて組織されたものであった。ツエトキンはこの組合を評している。「エルツ山脈のインタナショナルに指導された労働運動は、自らの前に、男と同様に、いやそれどころかむしろ男よりもっと悪い事情のもとで搾取され、たえしのんできた。そしてプロレタリアの戦闘の軍の隊列にひき入れなければならない資本の女奴隸を見たのである。そこでエルツ山脈の労働運動は、市場では男の競争者であり、家ではその観念の敵である女が、階級斗争の戦場では、同じ権利と義務をもつ戦友に転化することを理解するようになった。エルツ山脈の労働運動は、その宣伝を、当時そういわれていたように、「両性」(beiderlei Geschlechts) のプロレタリアにむけて行い、区別なく合同することを呼びかけた¹⁰²⁾また、ツエトキンは、この組合の注目すべき諸傾向を「両性の区別なく、プロレタリアの共同の組織と共同のたたかいが必要であるという明確な認識をもっていたこと、婦人を全く同権で同じ義務をもつ階級斗争の共同のたたかい手として評価したこと、その運動の性格がいかなるブルジョア女権論的混合物もない断固としてプロレタリア的・国際的傾向をおびていたこと、社会主義への断固とした確実な目標を設定¹⁰³⁾していたこと」とまとめている。

1871年5月、グラウカウでひらかれた第1回ドイツ織物工大会は、すべての同職の人々に義務づけられるベーベル提案の決議を採択している。すなわちそれは「婦人が工場や仕事場の中で、労働組織や同職組合組織の中でも、男女の賃金が同じく評価されるまでにこぎつけるために、同じ権利をもつものとして入会するよう働きかける」という内容のものである。またこの大会と1872年ベルリンでひらかれた第2回大会、ならびに1872年3月と1873年3月にケムニッツでひらかれた婦人織工会議(Weberinnungskonferenz)の討議は、手工業的小経営から機械制大工業への過渡期のエルツ山脈下の住民の肉体的精神的苦しみを深い感動をもって表現したといわれる。¹⁰⁴⁾

1872年6月、ドイツ社会主義労働党の指導に

より、エアフルトに労働組合会議が召集された。これには9,920名の組合労働者を送ったが、その中の6,152名はインタナショナル系の労働組合に、他は地方的職能組合に属していた。この数字はそれほど大きなものではなく、会議の成果もださざやかなものでしかなかった。しかもこの大会では、婦人労働に関して、「工場や仕事部屋の中でのすべての婦人労働に反対して活動し、これを廃止すること」を決議したのである。¹⁰⁵⁾アイゼナハ派の労働組合の婦人労働に対する理解のし方といえども、ドイツ社会主義労働党の理論水準とは異っていた。労働組合は、よりよき労働条件の獲得に主眼がおかれており、特に当面の重点は賃金闘争、労働時間短縮、現存制度の基礎上の社会諸立法の法制化にあった。

また、1873年、社会主義労働党と国際労働組合の機関誌である「フォルクスシュタート」に次のような一文が載った。「婦人および児童労働それ自体には反対はしないし、また、オーウェンによって児童労働は、青年教育の不可欠の部分として注目されている。しかし、われわれは、努力して得られた理想の生産様式をもってしてではなく、今日の生産様式をもってそれを為さねばならない。そして、今日の事態がどのようなものであろうとも、われわれは、婦人および児童労働の制限や、健康上の規制を目ざしている個々の方策を支持しなければならない。その上さらに、資本主義がなお支配する限り、ブルジョア的工場から婦人や児童を完全に遠ざけることは、プロレタリア一般の利益であると同様、婦人および児童の利益それ自身において追求することを義務づけられている」「¹⁰⁶⁾フォルクスシュタート」は、労働組合問題においてはすぐれた論文を発表しており、ベーベルも寄稿者であったが、婦人労働に関しては1873年の時点できえこのようないい立場に立っているのである。

テネセンはこのことに関して「こうした説明と、社会主義者のもっとも進んだ観点、すなわち、マルクス主義者のそれとの間には、なお大

きなへただりがあった。後者は、婦人労働を資本主義において不可避なものとして、婦人解放の手段として、古い社会を破壊する基本原則として肯定した。彼らは、婦人のための労働諸条件の改善が、全労働者階級の労働諸関係の改良におよぶであろうという確信をもって婦人のためによりよき労働諸条件を獲得するためにたたかった。労働組合、『フォルクスシュタート』そしてマルクス主義者の婦人労働に対する立場には、三つの異った労働運動の発展段階が見られた¹⁶⁹⁾といっている。

1875年、アイゼナハ派とラサール派の合同のあと、組合運動も両分派の合同によって新しい原動力を得た。1877年から1878年にかけて5万人の労働者が組織されていたが、これは当該産業部門にいた労働者層の1.5%にすぎなかった¹⁶⁹⁾。やがて社会主義者鎮圧法の施行により、労働組合のすべての中央組織、大多数の地方組織は解散を命ぜられた。しかしこの弾圧法下でも労働組合運動は発展をとげ、大小の賃金闘争が無数に起り、ストライキが相次いだ。1885年1万2千名以上のベルリンの左官による賃上げのストライキは有名である。ストライキのたびごとにさらに広く労働者が組織された¹⁷⁰⁾。1885年には、ほとんどすべての職業がすでに労働組合組織を再建し、全国組合、地方組合あわせて8万人以上の組合員をようした。この期間、婦人労働者がどのようなたたかいを展開したかは不明である。

しかし、1885年、婦人労働運動ははじめての高潮を経験し、ささやかではあるが実際の成果をおさめることができた。というのは、政府が縫い糸に関税をかけようとした時、ベルリンの既製服婦人労働者がはげしい抗議をしたので、帝国議会が、下着製造工場および既製服工場における婦人労働者の実状を調査することを決議したのである。メーリングは、「政府のまったく表面的で不十分な方法をもってしても、この調査は、婦人労働のこの膨大な搾取領域におけるものすごい状態をあからさまにした。……政府の報告者さえも、かなりあからさまに、飢え

死にをするかもしくは売春をするかが、その家族によって扶養されることのない婦人労働者に残された唯一の選択である」と認めている¹⁷¹⁾といっている。

婦人労働者がこのような状態におかれている時に、先にのべた1885年のドイツ社会民主労働党の労働者保護立法草案は大きな意味をもち、帝国議会におけるその採択を要求する請願書は50万人の署名をえていたのである。¹⁷²⁾

不充分な文献によってではあるが1869年以降1880年代までの労働組合運動と婦人労働者の関係を追えば、以上のような流れが見られるのである。労働組合が全体の方針として、またその実践として婦人労働者の組織問題に正しい態度をとるに至るまでには以後さらに長期間を要するのである。

むすび(附 年表)

以上、社会民主党に結集してゆくドイツにおける社会民主主義の発展過程を含めて、社会民主党ならびに労働組合の婦人問題に関する理論と政策の展開を1888年まで追ってきたが、これまでの叙述を年表で示す。(59ページ～63ページ)

年表を一瞥しても明らかなるごとく、この時代の全期を通じて、テネセンのいう「プロレタリア的反フェミニズム」と「婦人の労働権の承認と科学的婦人解放理論」は並立し、論争をくりかえしている。後者は、ある時点を区切って前者に入れかわったのではなく、前者は長期にわたって労働者階級の思想の中に根強く残り、具体的課題に当面するごとに息をふきかえしているのである。「プロレタリア的反フェミニズム」は、初期のギルド的組合からラサール派、ブルードン主義者を通じて、後の経済主義的労働組合の中に全期間、生き続けており、また、「科学的婦人解放理論」は、初期のマルクス主義諸文献からドイツ労働者教育協会、第1インタナショナル、ドイツ社会民主党、階級的労働組合を通じて理論的・実践的優位を示し続けた。しかし、後者の流れの中にも前者の思想が混在し

ており、婦人問題に対する科学的理論が真に労働者階級の思想となることの困難さを物語っている。

1888年までのこのような歴史的経過を把握してはじめて、1889年、第2インターナショナル創立大会の演壇に立ったツエトキンの次のことばの背景を理解することができる。ツエトキンは云う、「わたくしは……婦人労働の問題を原則的立場から仔細に吟味する。というのも、国際労働者大会が、原則問題を論ずることによって、この問題にかんしてきわめて明瞭な見解を示すことがぜひとも必要であるにもかかわらず、これについてまったく明らかになっていないからである。……反動分子が婦人問題について反動的見解をもつことは驚くにあたらない。ところがまったく心外なことは、社会主义者の陣営内においても、婦人労働の廃止を要求する¹⁷³⁾あやまつた見解でくわすことである」と、ツエトキンの第2インターナショナルでの第一声は、本小論で叙述した歴史的蓄積と課題の上に立つものであった。しかし、社会主义者、労働運動の指導者の中にもみられる婦人労働・婦人解放に関する非科学的見解は、第2インターナショナル創立期で姿を消すのではない。それは、第一次世界大戦以降の変質したドイツ社会民主党の中ではもちろん、また第3インターナショナルとその各国支部の中でさえ、常に姿をえてくれりかえし頭をもたげるのである。

とはいって、この小論でみるとかぎり、ドイツ社会民主主義の発展過程は、婦人問題の科学的解明にとってすぐれてゆたかな土壤を提供したといわざるにはいられない。初期のマルクス主義諸

文献とマルクスによる第1インターナショナル総評議会の適切な指導は、婦人問題の理論的基礎となり、第1インターナショナルの影響下にあったクリミチヤウの「マニュファクチュア・工場および手工業労働者の国際労働組合」は、労働組合への婦人の組織化という実践的経験を蓄積し、ドイツ社会民主党の綱領にもとづく党国会議員団の議会活動は、婦人労働の保護と政治的同権の法的承認という現実的民主主義的諸要求の実現の可能性をきりひらいていった。さらにドイツ社会民主党は、モテラーやペーベルのようなすぐれて婦人問題の本質をとらえたオルガナイザーと理論家を擁していた。これらの土壤の上に、1889年以降の新たな段階の婦人労働者の組織化が進展し、第2インターナショナルの国際婦人運動をリードする力量がドイツ社会民主党にそなわって行くのである。

最後に、テネセンのいう「プロレタリア的反フェミニズム」は、本質的には「小ブルジョア的反フェミニズム」ということができよう。すなわち、プロレタリアの中にあつて、婦人問題に対する小ブルジョア的思想の影響ということである。この思想がその後のドイツ社会民主党の中でどのように生き続け、科学的婦人論の発展といかなる論争をくりひろげ、さらに、今日の当面する婦人問題の解明にあたってどのような影響をおよぼしているかを明らかにすること、また科学的婦人論が、ドイツ社会民主党のその後の歴史的過程の中で、その内容をいかに創造的に発展させていくかを把握することはひきつき今後の研究課題として残されている。

(1972. 1. 29)

年表

ドイツ労働組合運動の中での婦人政策		マルクス(M)、エンゲルス(E)の婦人問題に関する文献と第1インターナショナルの婦人政策	ドイツ労働者政治組織・労働者党の婦人政策
1820年代	資本主義的生産様式の展開		
1835年前後	労働組合的目標をもつた最初の労働者組織の発生	1843-1844	E「国民経済学批判大綱」
1844	シェレージエン織工の暴動	1844 1844-1845	M・E「聖家族」 E「イギリスにおける労働者階級の状態」

		1845-1846 M・E 「ドイツ・イデオロギー」	
		1847 E 「共産主義の原理」	
		1847-1848 M・E 「共産党宣言」	
1848, 2	(ドイツ・ブルジョア民主主義革命)		
1848	労働運動・労働組合運動の高揚、最初の全国的組合（出版印刷工）結成される		
8	たばこ労働者の国民共済組合結成		
8.23	ベルリンの労働者中央委員会労働者会議を開き、「労働者友愛会」をつくる（指導者 S・ボルン）「友愛会」の地方委員会に婦人部をおく。婦人の加盟をみとめる		
1849	たばこ労働者の国民共済組合第2回大会、婦人労働の禁止を要求する決議		
		1850 E 「10時間労働問題」 E 「イギリスの10時間労働法」	
1854	連邦議会、いっさいの労働組合活動の禁止を決議		
1857	ドイツ全土にストライキの波		
1860年代	結社禁止法各国で廃止、労働組合運動の新たな高揚		
1865-	組合結成相次ぐ、1848以降の最初の全国的労働組合として出版印刷労働組合創立、ベルリン既成服製造業女工の裁判	1864. 9. 28 第1インタナショナル創立（ロンドン）暫定規約 前文は婦人の権利を承認	ラサール派 1863.5 ラサール「全ドイツ労働者協会」結成
		1865. 9. 25-29 第1インタナショナル中央評議会第1回大会の準備会議（ロンドン）議案に婦人・児童労働問題含まれる	アイゼナハ派 1863.6 労働者教育協会「ドイツ労働者協会同盟」結成 1865.9 第3回大会（シュツットガルト）婦人労働問題討議 M・ミューラー報告 婦人労働・婦人の権利をみとめ、婦人労働者協会をつくる決議採択 K・M・J・エックカルト 婦人選挙権要求

		1866. 8. 末	M「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」				
		9. 3-8	第1回大会(ジュネーブ) 婦人・児童労働問題討議 ブルードン主義者婦人の産業労働に反対、婦人の場は家庭にありと主張				
1867. 6	紡績・織物組合創立	1967. 7	M「国際労働者協会総評議会の呼びかけ」	1867. 第6回総会 決議第4項 で工場婦人労働者、家族を破壊すると否定的側面のみを強調する決議採択	1867. 9. 第4回大会 (ゲラ) 婦人労働・婦人運動討議 M・ミューラー報告 婦人の権利を承認する宣言		
1868	ラッサール派の「アルバイテルシャフテン」創立、ペーベル派の労働組合組織化、ヒルシュ・ドゥンカー労働組合組織化	1868. 1	総評議会第3回大会の議題検討、M機械生産について報告	1868. 9. 「全ドイツ労働者会議」招集会議は「アルバイテルシャフテン」を結成、婦人労働者・婦人小親方を会員とすることをみとめる	1868. 第5回大会 (ニュルンベルク) ペーベルの指導で中央集権的労働組合設立の方針		
		9. 6-13	第3回大会(ブリュッセル)「資本論」に関する決議、フランスの婦人労働者のインターナショナル加盟相次ぐ				
1869	ペーベルの指導によって創立された諸労働組合に「国際労働組合」という称号をつける	1869	リヨンの婦人撻絲職工賃上げと労働時間短縮のスト中にインターナショナル加盟8,000人				
2. 10	「アニアファクチュア・工場および手工業労働組合」創立、組織委員会に2人の婦人を含む	9. 6-11	第4回大会(バーゼル) 上記の件報告される、第1インターナショナルの婦人の革命的成熟に与えた影響大				
5	同組合大会をひらき規約採択男女を平等に同組合に組織することを決定						
1870-1871	(普仏戦争)						
1870	同組合第1回総会、組合員の6分の1は婦人組合員、疾病共済会つくる	1870. 春	ル・クレソーのプロレタリア婦人のストにたいし「インターナショナルに属するリヨン婦人の檄」を出す		1869. 7. 17. 「ドイツの社会民主主義者への呼びかけ」発す 全ドイツ社会民主主義労働者会議(アイゼナハ)社会民主労働党結成、アイゼナハ綱領採択 。20歳以上成年男子の選挙権要求 。婦人労働の制限と児童労働の禁止		

1871	第1回ドイツ織物工大会 (グラウカウ)男女を平等に組織する決議採択	1871. 3 9	パリ・コンミューン インターナショナル非公開 協議会(ロンドン)婦人支部の創立をすすめる		
1872	第2回ドイツ織物工大会 3 婦人織工会議(ケムニッツ) 6 社会民主労働党・労働組合会議招集、婦人労働の廃止要求決議	1872. 9. 2-7	第5回大会(ハーフ)バクーニン主義者との斗争 マルクス主義の思想的・組織的勝利		1872. 6 労働組合会議招集・婦人労働の廃止要求決議
1873	「フォルクスシュタート」誌に工場から婦人・児童を遠ざけるべきという論文戴る				1873 「フォルクスシュタート」誌工場から婦人・児童を遠ざけるべきという論文戴る
1875	ラッサール派とアイゼナハ派の組合運動合同	1875. 5	M「ドイツ労働者党綱領評注」	1875. 2. 14 -15 5. 5 5. 22-27	ラッサール派とアイゼナハ派統一の予備会議(ゴータ)ゴータ綱領草案 ・21歳以上の成年男子の選挙権要求 ・婦人労働の制限と児童労働の禁止 M、プラッケ、ガイブ、アウアー、ベーベル、リープクネヒトあてに綱領草案評注送る ゴータ党大会、ドイツ社会主義労働党結成・ゴータ綱領採択 ・20歳以上のすべての国民の選挙権を要求 ・児童労働および健康と良俗を害するすべての婦人労働の禁止
		1876	フィラデルフィア協議会 第1インターナショナル解散を決定	1876. 10	党の指導でライプツヒで婦人集会・婦人を選挙闘争に立ち上らせる目的をもつ最初の婦人集会 党の国会議員団・婦人労働者の保護を含む労働者保護立法を帝国議会で提案
1877	組合員数5万			1877. 1	
1878. 8	社会主義者鎮圧法施行、労働組合を弾圧、労働者階級英雄的に闘争			1878. 8	社会主義者鎮圧法施行
				1879	ベーベル「婦人と社会主義」出版
		1880	M「フランス労働党の綱領前文」	1880	スイス・ヴィーデン城で党大会
				1883	コペンハーゲンで党大会
		1884	E「家族・私有財産および国家の起源」		
1885	労働組合再建さる、ベル			1885. 3	党の国会議員団・帝国議

	リンの左官1万2千名のストライキ、ベルリン既製服婦人労働者の実状調査				会で労働者保護立法提案
1889	ルール鉱山労働者10万人のストライキ	1889	第2インターナショナル結成(パリ)	1887	サン・ガーレンで党大会
1890	はじめてのメーデー・デモ組合員数20万			1890	社会主義者鎮圧法廃止

〈参考文献と注〉

この小論を書くにあたって直接参考にした文献を先に示す。それ以下の注でここにかかげた参考文献からの引用は、参考文献に附した番号によってその文献名を示すことにする。

参考文献

- ① Werner Thönnessen, Frauenemanzipation-Politik und Literatur der deutschen Sozialdemokratie zur Frauenbewegung- 1863-1933, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main 1969.
- ② Clara Zetkin, Zur Geschichte der Proletarischen Frauenbewegung Deutschlands, Dietz Verlag, Berlin 1958.
- ③ Franz Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, Dietz Verlag, Berlin 1960, (邦訳、足利末男・平井俊雄・林功三・野村修訳「ドイツ社会民主主義史」上・下、ミネルヴァ書房、1968-1969)。
- ④ Franz Mehring, Karl Marx, Leipzig 1933, (邦訳、栗原佑訳「カール・マルクス—その生涯の歴史」全2巻、大月書店、1953)。
- ⑤ Wolfgang Abendroth, Aufstieg und Krise der deutschen Sozialdemokratie, Frankfurt am Main 1964, (邦訳、広田司朗・山口和男訳「ドイツ社会民主党小史」ミネルヴァ書房、1969)。
- ⑥ August Bebel, Aus meinem Leben, Dietz Verlag, Berlin 1961.
- ⑦ August Bebel, Die Frau und der Sozialismus, Dietz Verlag, Berlin 1962.
- ⑧ イ・ア・バーフ、エリ・イ・ゴリマン、ウェ・エクニナ編、刀江書院編集部訳「第1インターナショナル史—1864-70年—」第一部第1巻、刀江書院、1967, (原書は、Первый Интернационал, Мысль, Москва 1964)。
- ⑨ William Z. Foster, History of the Three Internationals, The World Socialist and Communist Movements from 1848 to the Present, New York, International Publishers, 1955, (邦訳、インターナショナル研究会訳「三つのインターナショナルの歴史」大月書店、1957)。
- ⑩ Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Revolutionäre deutsche Parteiprogramme. Dietz Verlag, Berlin 1967.
- ⑪ Herbert Warnke, Überblick über die Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung, 2. Auflage, 1952, Tribüne Verlag und Druckereien des FDGB, Berlin, (邦訳、池上幹徳・佐藤重雄訳「ドイツ労働組合運動小史」国民文庫社、1954)。
- ⑫ ネストリーブケ著、協調会訳「独逸労働組合運動史」協調会、1924。(その序言に、 Siegfried Nestriek, Die Gewerkschaftsbewegung の抄訳とある。)
- ⑬ Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Geschichte der deutschen Arbeiter Bewegung, Band 1. Diez Verlag Berlin 1966.
- ⑭ ソビエト百科事典、大橋国太郎訳「インターナショナル小史」国民文庫社、1954。
- ⑮ マルクス・エンゲル全集、大月書店版、第1巻所収論文(以下、M・E全集第何巻と略記する。またマルクスをM、エンゲルスをEと略記する。) E・国民経済学批判要綱、1844.
- ⑯ M・E全集、第2巻、
M・E、聖家族、1844.
E、イギリスにおける労働者階級の状態、1844-1845.
- ⑰ M・E全集、第3巻、
M・E、ドイツ・イデオロギー、1845-1846.
- ⑱ M・E全集、第4巻、
E、共産主義の原理、1847.
M・E、共産党宣言、1847-1848.
- ⑲ M・E全集、第7巻、
E、10時間労働問題、1850.
E、イギリスの10時間労働法、1850.
- ⑳ M・E、全集第16巻、
M、国際労働者協会暫定規約、1864. 9. 28.
M、個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示、1866. 8. 末。
M、国際労働者協会総評議会の呼びかけ、各会員・加盟団体・全労働者へ、1867. 7.

- ② M・E全集, 第23巻a, 第23巻b,
M, 資本論, 第1巻, 1867.
- ㉙ M・E全集, 第19巻,
M, ドイツ労働者党綱領評注, 1875. 5. 5.
M, フランス労働党の綱領前文, および注(151),
1880. 6. 30.
- ㉚ M・E全集, 第21巻,
E, 家族・私有財産および国家の起源, 1884.

注

- 1) Clara Zetkin (1857-1933) 挙訳著「クララ・ツェトキンの婦人論」啓隆閣, 1969 参照.
- 2) 大月書店「労働組合運動の理論」第5巻, 「労働者階級の組織化」1970の中に竹内真一氏の「労働組合運動と婦人労働者」という論文があり, ドイツ労働組合運動の中での婦人の組織化の問題が一部ふれられている程度である.
- 3) わたくしの使用したのは 1969 年版であるが 1964 年に出版された W・アーベントロートの著作(参考文献 ⑥)の中で, 1958 年版が引用されている. (⑥ 邦訳, p. 41) 1969 年版と 1958 年版の関係は, 1969 年版に記されていない.
- 4) この著作の内容については, 「北大経済学」第6号(1964. 11)の拙稿の中すでに紹介済みである.
- 5) 原語は Proletarischer Antifeminismus.
- 6) ① pp. 5-6.
- 7) ibid., p. 6.
- 8) ツェトキンの著作には, この三つの論文の前に「1848 年から 49 年のドイツ革命における婦人解放の要求」および「ドイツにおけるブルジョア婦人運動の起源」という二つの論文が載っている.
- 9) ② p. 11.
- 10) 一般にドイツ社会民主党と呼ばれているドイツ労働者の正式の名称は, 1869 年のアイゼナハ大会では Sozialdemokratische Arbeiterpartei, 1875 年のゴータ大会以降は Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands, 1890 年以降は, Sozialdemokratische Partei Deutschlands である.
- 11) Ferdinand Lassalle (1825-1864).
- 12) ③ 邦訳, 上, pp. 43-44.
- 13) ⑪ 邦訳, pp. 13-14.
- 14) ① p. 11. (テネセンの数字は, J. Kuzynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1789 bis in die Gegenwart, 6. verb. Aufl. Berlin 1954, 1. Teil, I Bb. 1789 bis 1870 の引用による).
- 15) ④ 邦訳, 上, p. 176.
- 16) cf. ⑪ 邦訳, p. 15.
- 17) cf. ② p. 61 および ⑩ p. 22.
- 18) Christian Wilhelm Weitling (1808-1871) ユートピア的平等共産主義の理論家..
- 19) Stephan Born (1824-1898) ドイツ革命に参加してのうちに右翼日和見主義者となり亡命.
- 20) ④ 邦訳, 上, p. 83.
- 21) ibid., p. 346.
- 22) cf. ibid., p. 350.
- 23) cf. ② p. 63.
- 24) cf. ① p. 12.
- 25, 26) ibid.
- 27) ⑯ pp. 568-569.
- 28) ⑯ p. 373.
- 29) ibid., p. 376.
- 30) ibid., p. 379.
- 31) Bruno Bauer (1809-1882) ドイツの観念論哲学者, 宗教史家, 青年ヘーゲル派, 1866 年以後国民自由党員.
- 32) François-Marie-Charles Fourier, (1772-1837).
- 33) Franz Zychlin von Zychlinski, (1816-1900), ブロイセン士官, 青年ヘーゲル派, Szeliga の名で Bauer の機関誌に寄稿.
- 34) マルクスは, フーリエの「四運動および一般運動の理論」(1808), 「産業的・組合的新世界」(1829), 「宇宙統一論」(1822)を引用している.
- 35) ⑯ p. 23.
- 36) ibid., p. 25.
- 37) ibid., p. 24.
- 38) ibid., p. 25.
- 39) ibid., p. 28.
- 40) ⑯ p. 394.
- 41) cf. ibid., p. 478. pp. 491-492.
- 42) ibid., pp. 482-483.
- 43) ⑯ p. 236.
- 44) cf. ⑥ 邦訳, pp. 4-6.
- 45) cf. ③ 邦訳, 下, pp. 3-7.
- 46) cf. ibid., p. 236.
- 47) ibid.
- 48) cf. ibid., pp. 236-237.
- 49) ibid., p. 58.
- 50) ibid., p. 59.
- 51) Johan Baptist von Schweitzer, (1834-1875) フランクフルト・アム・マイン出の弁護士, 1864-1871 全ドイツ労働者協会会長.
- 52) cf. ① p. 13.
- 53) ② p. 78.
- 54) cf. ① p. 13. (テネセンは W. Schröder, Handbuch der Sozialdemokratischen Parteitage, I. Bd., München 1910, p. 463 を参照して引用している)
- 55) ibid., p. 14.

- 56) Friedrich Wilhelm Fritzsche, (1825-1905), ダ
バコ労働者, 全ドイツ労働者協会の共同創立者,
1877-1881 帝国議會議員.
- 57) cf. ④ 邦訳, 下, pp. 246-247.
- 58) cf. ② pp. 80-81.
- 59) ibid., pp. 81-82.
- 60) cf. ① p. 14. (テネセンは, H. Lion, *Zur Soziologie der Frauenbewegung*, Berlin 1906, p. 26.
に依拠して説明している.)
- 61) ibid.
- 62) cf. ② pp. 74-82.
- 63) August Bebel (1840-1913).
- 64) ③ 邦訳, 下, pp. 9-10.
- 65) ibid., p. 65.
- 66) cf. ② p. 80.
- 67) cf. ibid., p. 55, p. 84.
- 68) Moritz Müller.
- 69) Karl Marie Joseph Eckhard, (1822-1910).
- 70) ① pp. 15-16. (テネセンは, "Bericht über die Verhandlungen des 3. Vereinstages deutschen Arbeitervereine zu Stuttgart," 3-5. Sept. 1865, Nürnberg 1865, pp. 47-48 から引用している)
- 71) ibid., p. 16. (テネセンは, ibid., p. 49 から引用
している)
- 72) ② p. 84.
- 73) ① pp. 16-17.
- 74) cf. ① pp. 17-18.
- 75) ibid., p. 18 および ② p. 84.
- 76) Wilhelm Liebknecht, (1826-1900).
- 77) ① p. 18. (H. Lion, op. cit. p. 14 による)
- 78) ⑥ pp. 117-118.
- 79) ② p. 85. (ツェトキンの出典原典は不明)
- 80) ibid., p. 83.
- 81) ibid., p. 87.
- 82) cf. ⑧ 邦訳, 第1部第1巻, pp. 58-70.
- 83) cf. ibid., p. 62.
- 84) cf. ibid., p. 68.
- 85) ⑩ pp. 12-13.
- 86) ② p. 92.
- 87) cf. ibid.
- 88) cf. ⑧ p. 92.
- 89) cf. ② p. 104.
- 90) cf. ⑧ p. 108.
- 91) ⑩ p. 192.
- 92) ibid.
- 93) ibid., p. 195.
- 94) ibid., p. 196.
- 95) cf. ibid., p. 636.
- 96) ④ 邦訳, p. 51.
- 97) cf. ibid., p. 67.
- 98) ④ 邦訳, p. 62.
- 99) ① p. 19. (テネセンはここで Vb Jahrgang 1866, Genf 1868, p. 44 を引用している)
- 100) ibid.
- 101) ibid., p. 21 (Vb Jg. 1866, p. 151 の引用による)
- 102) ibid. (Vb Jg. 1866, ibid. の引用による)
- 103) ⑩ p. 524.
- 104) cf. ibid., pp. 704-705.
- 105) ① p. 24 (Vb Jg. 1867, Genf 1867, p. 184 の引
用)
- 106) cf. ibid., p. 25.
- 107) ④ 邦訳, p. 102.
- 108) ibid., p. 104.
- 109) Harriette Law, (1832-1897), 1867 年～1872 年
まで第1インターナショナル評議員. 1872年には,
マンチエスター支部の会員. ツェトキンは, ロー
は, 第1インターナショナル創立以来 1868 年のブ
リュッセル大会まで総評議員であったと書いてい
る (② p. 103) が, これは, あやまりであると思
われる. なぜなら, 1869 年 5 月 12 日付の評議員
会名による「アメリカ合衆国全国労働同盟への呼
びかけ」に, イギリス人, ハリエット・ローの名
が入っており, また 1869 年 8 月 17 日の総評議會
會議でローは, 教会の財源と収入を普通教育費に
あてることを提案したという記録があるからであ
る. (cf. ⑩ p. 351, p. 563.)
- 110) Eleanor Marx, (1855-1898), Karl Marx の末娘
Eduard Avering の妻, イギリス労働組合運動,
イギリス婦人運動の中で活動.
- 111) ② p. 103.
- 112) ibid.
- 113) ⑧ 邦訳, p. 165.
- 114) cf. ibid., p. 166.
- 115) ibid., pp. 180-181.
- 116) 「資本論」第1巻, 第13章, 機械と大工業, 第3
節, 機械経営が労働者に及ぼす直接影響, (a)資
本による補助労働力の取得・婦人・児童労働, の
叙述をさす.
- 117) Clara Zetkin, *Ausgewählte Reden und Schriften*, Dietz Verlag, Berlin 1957, Bd. 1 pp. 218-225.
(拙訳著「クララ・ツェトキンの婦人論」p. 42,
p. 46).
- 118) ① pp. 25-26.
- 119) cf. ② pp. 114-115.
- 120) 歴史的通称に従ってこのように記したが正確な名
称は注 10) 参照.
- 121) ① S. 28. (Pr. des allgemeinen Deutschen
Sozialdemokratischen Arbeiterkongresses Eise-
nach 7-9. Augst 1869, Leipzig 1869, p. 33 によ
る)

- 122) ⑩ p. 46 および ③ 邦訳, p. 164.
- 123) ① p. 28. (H. Lion, op. cit., p. 29 による)
- 124) ⑩ p. 46 および ③ 邦訳, p. 165.
- 125) ① p. 31.
- 126) アイゼナハ派とラサール—この二つの名は、社会民主労働党結成以来、対立する両派の呼び名となつてゐる。 (cf. ③ 邦訳, 下, p. 270)
- 127) cf. ③ 邦訳, 下, pp. 347-352.
- 128) ① p. 33. (Pr. des Vereinigungskongresses der Sozialdemokraten Deutschlands zu Gotha, in Die ersten Sozialistenkongresse, Frankfurt/M. 1906, p. 69 による)
- 129) ibid. (ibid., pp. 73-75 による)
- 130) ibid. (ibid., p. 98 による)
- 131) Wilhelm Hasselmann, (1844-?), 1880年アーティストとして社会民主党から除名。
- 132) cf. ① p. 33.
- 133) ② p. 145.
- 134) ⑩ p. 48 および ③ 邦訳, p. 166.
- 135) Wilhelm Hasenclever (1837-1889), 1875年以前はラサール派、1871年全ドイツ労働者協会会長。
- 136) ⑥ pp. 517-518.
- 137) ② S. 145.
- 138) ⑩ pp. 31-32.
- 139) ⑩ p. 49 および ③ 邦訳, p. 167.
- 140) ① p. 35.
- 141) cf. ibid.
- 142) ⑥ p. 565.
- 143) ibid., pp. 567-568.
- 144) cf. ③ 邦訳, 下, pp. 521-522.
- 145) ⑤ 邦訳, p. 37.
- 146) cf. ③ 邦訳, 下, pp. 476-477.
- 147) 伊東勉・土屋保男訳「ペーベル婦人論」大月書店, 1962, 解説、および拙訳著「クララ・ツエトキンの婦人論」pp. 295-297.
- 148) ① p. 38.
- 149) ibid. (H. Lion, op. cit., pp. 35-38 による)
- 150) Lewis Henry Morgan (1818-1881), アメリカの人類学者、原始社会の研究家。
- 151) cf. ⑩ p. XIII.
- 152) ヒルシュ＝ドゥンカー労働組合, Dr. Max Hirsch (1832-1905) と Franz Gustav Duncker (1822-1888) の作った労働組合、イギリスの労働組合に学び、ギルド的、熟練労働者だけを組織する。
- 153) cf. ⑩ 邦訳, p. 40.
- 154) ① p. 30.
- 155) ③ 邦訳, p. 250.
- 156) ibid., p. 271.
- 157) ⑪ 邦訳, p. 29.
- 158) ③ 邦訳, 下, p. 271.
- 159) Julius Motteler, (1838-1908), アイゼナハ派創立者のひとり。1874-1878, 1903-1907. 帝国議会議員。
- 160) ④, 邦訳, 下, p. 317.
- 161) cf. ② pp. 138-139. ここでクララ・ツエトキンはこの組合がいかにして婦人を組織すると努力をしたか詳細に論じている。
- 162) ibid., p. 125.
- 163) ibid., p. 142.
- 164) ① p. 29. (H. Lion, op. cit., p. 28 による)
- 165) cf. ② p. 121.
- 166) ① p. 31. (H. Lion, op. cit., p. 37 ff による)
- 167) ibid., pp. 31-32 (Der Volksstaat, Jg. 1873, Leipzig 1873, Nr. 63 による)
- 168) ibid., p. 32.
- 169) ③ 邦訳, 下, p. 366.
- 170) cf. ⑪ 邦訳, pp. 31-34.
- 171) ③ 邦訳, 下, p. 483.
- 172) cf. ibid.
- 173) C. Zetkin, Ausgewählte Reden und Schriften, op. cit., p. 3. (拙訳著、前掲書, p. 11)